むつ市議会第217回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成25年9月9日(月曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

- 第1 一般質問(市政一般に対する質問)
 - (1) 3番 工 藤 孝 夫 議員
 - (2) 20番 佐々木 隆 徳 議員
 - (3) 23番 菊 池 光 弘 議員
 - (4)22番 鎌 田 ちよ子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(26.	()
ᄪᄱᄱᄤᄷᅜ	(40)	` \ /

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	JII	下	八十	上 美	6番	目	時	睦	男
7番	村	JII	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濵	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	2 4番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	\equiv	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	- 郎	副市長	新	谷	加	水
教 育 長	遠	島		進	公営企業管理者	遠	藤	雪	夫
代 表監查委員	阿	部		昇	選挙管理会長	畑	中	政	勝
農委会	<u>V</u> .	花	順	_	総務政策 長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	_
保 健 福 祉 部 長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所 長	松	本	大	志
大畑庁舎所 長	畑	中	恒	治	脇庁脇庁市課 舎野 福 民 天長沢舎祉長	猪	П	和	則
会管総政理出 策 案 案	鹿	内		徹	選挙管理委員局 展	氣	田	憲	彦

監 查 委 員 事 務 局 長	星		久	南	農 貴 景 表 長	山	口	勝	美
教育部長	奥	JII	清 次	飲	公 局 下 水 長 道 長 下 部	齊	藤	鐘	司
総政政推 赛 進	髙	橋		聖	財務 部策 進 監	柳	谷	孝	志
民 生 部策 監	竹	山	清	信	保福政推 進 態	古	JII	俊	子
保 祉 社 理 活 福 社 理 活 福 長 長	工	藤	利	樹	保 祖 祖 理 福 祖 五 祖 祖 祖 祖 祖 長 祖 長 祖 長 祖 長 祖 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 長 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	井	田	敦	子
経済 部策	浜	田	_	之	経	二本	柳		茂
川 内 庁 舎 理 建 建 建 課 提	福	島		伸	選委事次 管 員務 理会局長	舘		健	二
教委事政推 人名	小	鳥	孝	之	教委事副学課	室	舘	幸	_
総 政 策 部 総 務 課 長	Ш	西	伸	二	民生 部環境政策	東		雄	二
保 福 祉 康 推 長 裏 推 長 長	赤	田	貴	生	経 済 部 産業政策 課 長	吉	田	和	久
経 農 水 活 主 総 括 主 幹	二本	柳		茂	経済 部 光	金	澤	寿々	子
脇 野 沢舎設長 産業 建 悪	杉	山	直	規	脇庁産建総 野 設主 話主	宮	本	広	治
教 養 事 終 課 務 課	松	宮	康	則	総政総主 策務 課幹	中	村	智	郎

木 子 山 本 明 美 村 公 総政総主 栗 橋 恒 平 事務局職員出席者 事務局長 諭 柳 次 長 濱 田 賢 田 主 幹 佐 藤 悦 主任主査 林 睦 子 小 孝 主 查 村 也 主 事 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(山本留義) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- ○議長(山本留義) 本日、諸般の報告については、 特に申し上げる事項はありません。
- ○議長(山本留義) 本日の会議は議事日程第3号 により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長(山本留義) 日程第1 一般質問を行います。

本日は、工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、菊池 光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

◎工藤孝夫議員

○議長(山本留義) まず、工藤孝夫議員の登壇を 求めます。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) おはようございます。日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第217回定例会に当たり一般質問を行います。

自民党の参議院議員選挙での圧勝から1カ月余り、安倍内閣の大暴走がいよいよ加速しています。 1つは、平和憲法第9条の改憲を最大の目的としつつ、沖縄米軍普天間基地への追加配備、海外で の武力行使を可能とする集団的自衛権の行使をめ ぐる政府の憲法解釈の変更へ向けた強弁な動きが あります。2つは、TPP環太平洋経済連携協定 では、国民には全く内容を知らせないまま秘密協 定を結び交渉を続け、年内妥結の方向でアメリカ 側に協力していること。3つに、原発問題では、 汚染水の海への流出という非常事態にありなが ら、再稼働反対の国民多数の世論を無視して再稼 働に突き進むという状況であります。4つに、景 気回復を宣言し、地ならしを進め、医療、介護、 年金など制度の改悪と負担増へ向けたプログラム 法案骨子を閣議決定いたしました。

先月8月から生活扶助基準額の引き下げが強行されました。また、10月からは年金の引き下げが始まり、来年2014年4月には消費税の増税、2015年には介護保険の要支援保険外しと、要介護度1、2の要介護者の特別養護老人ホームからの締め出しを柱にすることが準備されるなど、安倍連立政権のもとで庶民の命と暮らしは、戦後の政治史上の上でなおも重大な危機にさらされようとしています。安倍首相が選挙中、声高に叫んだ衆議院と参議院とのねじれは解消したものの、国民多数の声と自民党政治とのねじれは、かつてなく一層深刻になってしまった、これが実態であります。平和と暮らしの向上を願う国民多数の願いとの矛盾は、早晩崩れざるを得ない。このことを指摘し、通告に基づきお尋ねをいたします。

質問の第1は、生活保護基準引き下げにかかわる影響についてであります。この点につきましては、むつ市議会第215回3月定例会において質問いたしました。その時点においては、引き下げ自体の内容も、具体的見通しについても何も明確な数値がないとして推しはかることができないというものでありました。しかしながら、予定どおり8月に入り強行されました。報道されているように、また議会でただしたように、減額対象世帯は

全国の受給世帯約158万世帯の96%に上ることが 明らかとなりました。そこで、強行施行を踏まえ、 改めてお尋ねいたします。

第1点に、減額となる受給者の世帯、人数、世代、金額について、第2点に、減額に伴い連動して影響を受ける市の事業について、3点に、市の具体的な対処方針について、以上についての答弁を求めます。

次に、熱中症対策について質問いたします。この夏は、列島の各地で大雨による被害が相次いだ一方で猛暑が続くなど、不安定で急変する気候が続きました。猛暑のため、熱中症発生による人身被害が相次いだことも報道されています。

総務省消防庁の集計で、8月中に救急搬送され たのは2万7,564人、8月26日から今月9月1日 までの1週間の搬送数は1,977人で、症状別に見 ると3週間以上の入院が必要な重症者が40人、入 院が必要な中等症は606人、年齢別では65歳以上 の高齢者が44.9%だったと報じています。また、 別の報道によりますと、東京23区内では8月の熱 中症による死者は64人、うち9割以上の59人が 60歳以上で、64人のうち屋内で死亡した人は55人、 エアコンのあった人は23人、作動させていた人は たった3人だったと報道しています。最近の特徴 としては、家の中でじっとしていても熱中症にな る場合もふえているとして、特に日中屋内で過ご すことの多い高齢者の割合が圧倒的に多く、次に 多いのが子供たちとされています。暑さを感じに くい高齢者は、暑いという自覚のないまま熱中症 になる危険があり、症状の悪化から重症や、時に 最悪に至る割合も高齢者が圧倒的と言われます。 高齢者や要保護者の中には、出費の心配でエアコ ンや扇風機の使用をためらう向きのあることも指 摘されています。住居ばかりでなく、仮に集会所 やコミュニティセンターなどに集まる場合でも、 涼しい環境で日中過ごせるようにするなど、個人 任せにしない公的機関を中心とした指導、工夫が 大事だと考えます。平成23年7月には、要保護者 の把握のための関係機関等の連絡、連携体制の強 化の徹底についてを含めた厚生労働省による通達 が都道府県宛てに出されてもおります。市の熱中 症に対する予防の普及、啓発及び取り組み状況に ついてお尋ねするものであります。

質問の第3点は、川内海岸のごみ処理について お尋ねいたします。川内港湾環境園地から脇野沢 寄りにゴモと呼ばれる海草が寄せられてたまり、 現在は階段式に整備された海岸の一部が埋まって ヨシ原となっています。海草は年々広範囲に及ん で堆積しつつあります。環境上の問題とあわせ、 冬期間には排水口を詰まらせ、流雪溝に支障が出 ることがたびたびといいます。これまでも人力で 取り除いたりしてきたものの、力及ばずという実 熊です。

そこで、第1に、整備護岸された海岸にたまる 莫大な量の海草の処理をどうするのかについてお 尋ねいたします。

第2に、たまり続ける海草の防止策についてお 尋ねいたします。

以上、3項目について市長並びに理事者の誠意 のある答弁を求めて壇上からの質問といたしま す。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 工藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、生活保護基準の引き下げの影響についてでありますが、1点目の減額となる受給者の世帯、人数、世代、額について及び2点目の減額に伴い連動して影響を受ける市の事業については、担当部長からお答えをいたします。

次に、ご質問の3点目、市の具体的な対処方針 についてであります。まず、減額となった世帯に 対する援助等の具体的な対策等についてでありますが、このたびの基準見直しは、ただ単に財政上の見地から基準額を引き下げたのではなく、平成21年全国消費実態調査の個票データを用いた国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差による影響を調査して、一般低所得世帯の消費実態に合わせて基準額を増減改定させたものであることから、適正な改定であると考えておりますし、激変緩和措置として改定幅は10%を限度として調整し、また本年8月から3年間かけて段階的に実施するものでありますので、市独自で上乗せ支給することは考えておりません。

また、国等への要望についてでありますが、全 国市長会では生活保護基準の見直しに伴い、他制 度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないよう 必要な措置を講じることという1項目を含め、生 活保護制度全般について、本年6月5日に保健福 祉施策に関する提言を提出しており、私の考え方 も同様でありますので、ご理解賜りたいと存じま す。

なお、生活保護基準の引き下げの影響について の教育行政に関連する部分につきましては、教育 委員会から答弁がございます。

次に、熱中症対策についてのご質問につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、川内海岸のごみ処理についてのご質問にお答えいたします。1点目の護岸された海岸にたまる海草の処理についてでありますが、ご指摘の箇所は、川内港緑地公園の西側にございます国道338号道路側溝から海岸護岸への排水溝と存じます。議員ご指摘のとおり、川内地区の海岸線には、枯れた海草が大量に打ち上げられ、道路側溝及び流融雪溝などの排水溝をふさぐことがございます。当該排水溝は、県管理の施設でありますことから、現地を確認のうえ、青森県と協議し、閉塞

の解消に努めてまいりたいと考えておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の防止策についてでありますが、他の施設において、過去にコンクリート構造物による対策を講じた事例もありましたが、抜本的な防止策とはなっていない状況であります。このことから、今後とも市民の通報やパトロールにより県当局と連携しつつ、適宜適切な施設管理に努め、市民の生活環境に支障を来さないよう対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) 工藤議員の生活保護基準の 引き下げに伴い、教育委員会が所管しております 就学援助費支給事業への影響についてご質問にお 答えいたします。

むつ市議会第215回定例会において、工藤議員 よりご質問のありました答弁内容と重複いたしま すことをあらかじめご了承いただきたいと存じま す

当市で行っております就学援助費支給事業は、 生活保護受給中の要保護者に対する就学援助と、 もう一つは要保護者に準ずる程度に生活が困窮 し、かつ市民税の所得割が非課税である世帯等を 対象とした準要保護制度があります。生活保護基 準が引き下げになったことにより要保護者に該当 しなくなる児童・生徒がふえる可能性はありまし たが、現在のところそのような事例は発生してお りません。

また、市で実施しております準要保護制度では、 その支給要件の判断で生活保護基準を用いていないため、生活保護の基準改定に伴う準要保護制度への影響はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(花山俊春) まず、生活保護基準 の引き下げの影響について、市長答弁に補足説明 させていただきます。

ご質問の1点目、減額となる受給者の世帯、人数、世代、額についてでありますが、7月現在の保護世帯数は1,283世帯でありまして、そのうち減額となった世帯が74%に当たる949世帯であります。また、7月の見直し改定前と8月の改定後の扶助費を比較いたしますと、金額にして113万1,407円の減額となっております。なお、見直しによる基準改定によって生活保護が廃止となった世帯はありませんでした。

次に、受給者の世帯構成、年代等による比較に ついてでありますが、さきの6月定例会でお示し した高齢者世帯と傷病者世帯を例に申し上げま す。

当市の旧地区分における70歳以上の夫婦2人の高齢者世帯の場合ですと、7月の見直し前は月額9万2,460円、8月の見直し後では9万1,730円となり、730円の減額となっております。また、50歳代の夫婦2人の傷病者世帯の場合ですと、10万2,040円から10万790円となり、1,250円の減額となっております。なお、これらはともに持ち家の場合の基準でありまして、借家住まいであれば基準内での住宅扶助がありますことや、障害がある方には障害者加算がございます。また、世帯に年金、手当、稼働収入などがある場合には、収入認定して保護費が増減した世帯もありますので、全てが基準の見直しによる影響ではありませんし、さらには高齢者や傷病者の単身世帯では基準額が増額となっている例がございます。

次に、ご質問の2点目、減額に伴い連動して影響を受ける市の事業についてでありますが、むつ市での具体的事業例を挙げて、その影響についてお答えいたします。

今年度につきましては、生活保護基準を参照し

ている事業や制度については、国が据え置きとする方針を示しておりますので、影響はないものと考えておりますが、来年度以降につきましては、住民税非課税限度額を参照としているものについて、税制改正の議論を踏まえて対応を検討することとしており、その結果いかんにより影響が出てくるものと考えております。

まず、個人市民税の非課税限度額については、 地方税法の規定により生活保護基準を勘案して定 めることとされており、当市の場合は保護基準の 3級地に該当することから、前年の合計所得28万 円以下が個人市民税の非課税限度額となっており ます。今回の生活保護基準の見直しに関しては、 現時点での国からの情報では、平成26年度以降の 税制改正において対応としか示されていない状況 でありますので、具体的な影響についてお示しす ることは困難でありますことをご理解願いたいと 存じます。

次に、国民健康保険の一部負担金の減免についてでありますが、これは収入月額が生活保護基準に一定の率を掛けた額以下の場合、窓口一部負担金が減免されるものでありますので、生活保護基準が引き下げとなった場合は減免に関する基準も下がることとなります。

しかしながら、現時点でこの窓口一部負担金の 減免を受けている方がいらっしゃらないことや、 今後対象となる方があらわれるかどうか予測でき ないことから、今後の影響については把握が困難 な状況にあります。

次に、保育料についてでありますが、ひとり親 在宅障害者及び生活困窮世帯には無料とすること が可能である規定となっておりますので、その都 度の判断になるものと考えております。

次に、介護保険料についてでありますが、生活 保護が廃止された場合、自己負担となりますが、 保険料及び自己負担額を支払っても生活の維持が 可能かどうかを判断して生活保護を廃止すること としておりますので、影響がないものと考えてお ります。

次に、障害者の自立支援医療でありますが、更生医療、育成医療及び精神通院医療の全てについて、基本的に1割負担が原則となっておりますが、生活保護受給者の負担はございません。この基準額引き下げにより住民税の課税世帯となった場合は影響を受けることとなりますが、その該当者数は少なく、また負担限度額が定められており、大きな影響はないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、熱中症対策についての ご質問にお答えいたします。熱中症は、多くは高 温環境下での労働や運動活動中に発生していまし たが、最近では室内で日常一般の生活をしている 中においても熱中症になるケースが増加してきて いるようでありまして、体温調節機能が低下して いる高齢者や、まだ十分に発達していない小児、 幼児などは成人よりも熱中症のリスクが高く、さ らに注意が必要となってまいります。症状が重く なると死に至ることもある熱中症ですが、適切な 予防法を知っていれば、また適切な処置を行うこ とができれば大事に至らないで済ませることも可 能となります。

国においては、今年度から熱中症搬送者や死亡者が急増する7月を熱中症予防強化月間と定めて、自治体、学校、関係機関等に対し、熱中症対策マニュアルやポスター、パンフレットなどを配布して、熱中症予防に向けて取り組みを強めてまいりました。むつ市においては、国の取り組みに沿いながら、ホームページなどでの注意喚起をいたしました。さらには、各種訪問指導や保健指導の中での啓発、また最近では町内会や老人クラブからの保健師派遣依頼を受けての健康教室などにおいて熱中症について話す機会がふえてきており

ますし、ブロックごとに活動している保健協力員と連携しながら、地区の健康教室などの場面においても熱中症予防の講話を盛り込むなど、その予防と啓発に努めているところであります。地図上では北に位置する青森県むつ市ではありますが、熱中症については今後も引き続き注意喚起を促してまいりたいと考えております。

次に、熱中症による救急搬送人員数とその実態についてでありますが、消防庁が取りまとめた速報値によりますと、5月末からの夏期における熱中症による救急搬送人員数は、青森県では9月1日現在で271人となっております。また、消防本部のデータによりますと、むつ市では9月1日現在で4人となっておりまして、性別では男性2人、女性2人、また年代別では20代1人、40代2人、60代1人となっております。ケースといたしましては、作業中が1人、屋外歩行中が1人、仕事から帰ってきて自宅でが2人となっており、いずれも軽症で、その日のうちに帰宅しているということでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 生活保護基準の引き下げについての影響がるる説明されました。そこで、高齢者や一部では減額となる者もあるという答弁でありました。これは、6月の定例会において同僚議員の質問にもそのように答弁されておりますけれども、その要因は何だというふうにお考えですか。
- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) 市長答弁にもございましたように、生活保護の1類、2類の基準額について増減改定いたしました。そこの部分が一番の理由かと思いますけれども、そのほかに生活保護受給者についてのその所得水準と、そういうふうなことも問題になっているものと考えております。
- ○議長(山本留義) 3番。

- ○3番(工藤孝夫) 平成16年、それから平成19年、この3カ年にかけて、これまで老齢加算が減額されてきましたね。金額にして1万5,000円から1万8,000円だというふうになっておりますけれども、その影響が今日の老齢加算に反映されて、その部分の影響でもって高齢者の場合ゼロになったり、あるいはむしろ下がったりするというものは含まれないのですか。
- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) 今回の改定におきま しては、生活扶助の中の第1類と第2類、第1類 に関しては年齢別での基準というものを設けてお りまして、それによる基準額、それから第2類に 関しては世帯の人員別、人員数によって基準が定 められていまして、その第1類と第2類の合算額 で生活扶助額というのが決定されます。そこの部 分の改定でございまして、そこの改定に関しては、 実際の低所得者の消費者物価の動向に合わせて基 準額をそれぞれ年齢別、それから世帯人員別で見 直しされたものでありますので、前回、それ以前 に改定のあった老齢加算の部分の改定ではござい ません。ただし、一時的なものとして加算されま す冬季加算とか、それから一時扶助とか、そうい うふうなところも今後基準が下げられている部分 がございますので、そういうふうな影響は今後さ らに出てくるものと考えております。
- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 再度お尋ねいたします。

生活保護基準の今回の引き下げで、新たに課税者になった場合、市県民税の均等割が新たに増税になると、その対象人数と均等割の額は余り多くないのだという先ほどの答弁で、大した影響はないというふうに受け取ったわけですけれども、少ないとしても、それは何人くらいなのか、その内容をひとつ示していただきたいというふうに思います。

加えて期末一時扶助、いわゆる餅代とずっと言われてきているものですけれども、これは維持されるのですか。最初の厚生労働省の案では、なくするのだというのも一時報道されましたけれども、この点についても確認しておきたいというふうに思います。

- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) 2点にわたるご質問かと思います。

1点目は、市民税の課税基準、それが変わることによってどの程度の人が影響を受けるのかというご質問かと思いますけれども、この市民税の課税の基準に関しては、今後税制改正の中で、その基準額を変えるかどうか考えていくということになっておりまして、今現在生活保護の基準の3級地でありますことから、市民税の課税非課税のその基準額というのが28万円ということになってございます。この金額が上がるか下がるかによって影響を受ける人が出てくるわけでございますので、そこの人数的なものとか影響を受ける額とか、そういうふうなところについては、まだ算定できない状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

もう一点は、期末一時扶助がどうなるのかというふうなご質問でございます。今回の基準額の改定の中に期末一時扶助の減額ということも含まれてございます。期末一時扶助は12月に支給されるものでございますので、そのときには各世帯とも、これまでもらえた額よりも低い額になるということでございまして、廃止されるということは伺っておりません。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 期末一時扶助は廃止にはならないけれども、減額されると。相当のやはり数になると私は思うのです。その試算がありましたら、お答え願いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 生活福祉課長。
- ○保健福祉部副理事生活福祉課長(工藤利樹) 議員のご質問にお答えします。

期末一時扶助に対する施策はあるかというふうなことでございます。この施策に関しましては、先ほど部長答弁でもお話ししておりますように、世帯の消費実態に合わせて増減をした結果、期末一時扶助も、その国の考え方として消費実態に合わせるというふうなことでございまして、全体として減額というふうなことになろうとは思いますが、その低所得者水準の実態に即しているというふうなことで設定されております。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 総じて今回の生活保護基準の 引き下げによって、少なからぬ受給者世帯が打撃 を受けるということは明瞭だと思うのです、額の 大小にかかわらず。そこで、基準の引き下げをす る場合の政府の言い分といいますか、要因といい ますか、中には物価の変動も考慮するというふう なこともあるわけです。現に今月から電気料金が 上がる、それから燃料代、これはもう下がる兆し は一向に見えない。こういうことですし、電化製 品ですね、下がったといえば、このぐらいだと政 府筋でも認めているわけです。そういうことから いえば、市全体の経済の動向に影響を及ぼすので はないかというふうに私は考えております。

そういう意味においては、市長は適正な措置だ という答弁をされましたけれども、これは果たし てその答弁が本当に、非常に生活保護で苦しんで いる方々への実態を反映した答弁なのかというふ うに、ということで私は、これはなと、先ほどそ ういうことに受けとめましたけれども、この点に ついての市長の政治姿勢を、突っ込んだ政治姿勢 をこの際お聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 先ほど壇上でもお答えをい

たしましたように、年齢、世帯人員、地域差というふうな影響を調整して、国の社会保障審議会生活保護基準部会においての検証結果、これは全国消費実態調査のそれぞれの個票、そのデータを基準として検討された形で基準額を増減改定させたものであるというふうなことでございますので、今工藤議員がお話しの物価の変動、かなり高どってありますので、物価がどんどん、どんでフレでありますので、物価がどんどん、どんでかってきたというふうな経緯もあります。でかってきたというふうな状況が、これから国でどういうふうな状況が、これから国でどういうふうな判断をなさるのかということは私は思っております。

基本的な政治姿勢というふうなこと、この部分の趣旨に沿う答弁になるかどうかはわかりませんけれども、私はそのように思うところでございます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 市長は、政治家でもあります ので、そういうことで私あえて政治姿勢というこ とで聞いたわけです。

私3月定例会でこの点を質問したときには、日本共産党のほうも頑張ってくれというふうなことを言われましたので、私たちも頑張っております。これからも頑張りますけれども、やっぱり市のトップが言うのとはまた意味合いも違ってくるのでありましょうから、そういう点ではこの点では頑張ってほしいというふうに再度申し述べさせていただきますけれども、答弁がありましたら。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 国のほうでは、セーフティネットというふうな形で、さまざま生活困窮者の部分については生活保護だとか、そしてさまざまな部分での手当てをしておるものと思います。こ

の部分においては、工藤議員、これ不足ではないかというふうな、それぞれの地域を回ってそういうふうな声をお聞きになってのご質問だと思います。この部分については、市長会としても、この部分のしっかりした対応をするようにと、壇上でもお答えをいたしましたように、ほかの制度にも影響を及ぼさないような形でというふうなことで、市長会でも決議をしている状況でありますので、この部分においてはそれぞれの立場で、党は違え、そしてまた政治のイデオロギーが違えどもセーフティネット、この部分についての維持についてはしっかりと私の立場として訴えていく必要があるものと、こういうふうに存じます。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 市民が健康で文化的な生活を送れるように、市長には全力を挙げて頑張っていただきたいと。行政の仕事の中心をなすものでありますから、福祉行政に力を入れてほしいということを、この点で希望しておきたいというふうに思います。

質問の2番目の熱中症対策についてお尋ねいたします。市の実態はどうだったのかということだったのですけれども、私が聞き漏らしていれば大変失礼だと思いますが、あったのでしょうか、なかったのでしょうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

また、被保護者世帯、あるいは低所得者世帯から冷房設備の購入費に関して相談はなかったのかどうか、この点もお聞きいたします。

- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) むつ市における熱中 症の発生があったのかどうかというご質問かと思 います。先ほど答弁の中で、最後のほうで申し上 げましたとおり、消防本部のデータによりますと、 むつ市では9月1日現在で4人ほど搬送されてお ります。性別では男性2人、女性2人、また年代

別では20代1人、40代2人、60代1人となっております。作業中が1人、それから屋外で歩行中が1人、仕事場から帰ってきて自宅でというのが2人ということになっております。いずれも軽症だったということでございます。

それから、ご質問の2点目の生活保護受給世帯に関してエアコンの設置の相談とかがあったのかどうかというふうなお尋ねかと思います。エアコンに関しては、当市では一般世帯にいまだ広く普及しているとは言いがたい状況だと考えておりまして、一般家庭との均衡を失することにならないようにという判断から、現段階では生活保護受給世帯に関してのエアコンの設置を認めてはいない状況にございます。相談はあったやに聞いておりますけれども、それぞれの世帯において必要とする状況も異なると思われますので、その世帯世帯に応じて、まずご相談いただければと。それから検討させていただくということにしております。

- ○議長(山本留義) 3番。
- ○3番(工藤孝夫) 先ほども言いましたように、 厚生労働省のほうから、過去に冷房についての通 知もありますので、今部長が答弁されたように、 そういう相談があった際には、ぜひ前向きに検討 してほしいというふうに思います。

なお、市の指導後、社会福祉協議会やそれぞれ の団体を通してそういう指導もぜひしてほしいと いうふうに要望をさせていただきます。

海岸のごみ処理の問題についてであります。ゴモの処理、これは取り除くということで確認させていただきます。よろしいでしょうか。排水溝におけるごみの処理、これは取り除くと、当面は、そういうことで確認させていただきます。

以前海草のごみ、それからゴモと呼ばれるもの、 これも海草なのですけれども、肥料に乏しかった 時代には、肥料がわりとして利用されたよという 話、私聞きました。インターネットで調べてみま すと、非常に今は研究が盛んなようです。特に埼 玉県の熊谷市、鹿児島県の瀬戸内町、ここでは海 の森づくり推進協議会というものが立ち上がって ございまして、この海草、海藻、海岸などに打ち 寄せられて堆積されている、この処理を堆肥化す る研究が非常に進んでいるということで今注目さ れている、こういうふうになっております。した がって、むつ市で、市直営でやるということは多 分不可能でしょうから、これに対する調査研究、 そういうものにも値するのではないかなというふ うに思いますけれども、そうした考えがあるのか ないのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 川内庁舎所長。
- ○川内庁舎所長(松本大志) 海岸に打ち寄せられ る海草を有効利用できないか、堆肥化できないか とのご質問にお答えいたします。

海岸に打ち寄せられた海草は、雨水により塩分が除去され、乾燥されたものについては海のミネラルを含んでいることから畑作物の肥料に利用できるようでございます。現在も何件かの農家では、自家消費用の肥料に利用している例があると聞いております。全国的には、昭和30年ころまでは有効利用されていたものの、安価な化学肥料の普及により、採取に重労働を伴う海草の利用は急激に減っていったようでございます。

大量に打ち寄せられる海草の肥料としての有効利用につきましては、現段階では回収運搬等にかかる費用や塩分除去が必要なことなど、事業化には課題が残されているものと認識しております。 今後これらを解消するような研究が進むことを期待し、また情報を収集してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) これで、工藤孝夫議員の質問 を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。 午前10時47分 休憩 午前10時55分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎佐々木隆徳議員

○議長(山本留義) 次は、佐々木隆徳議員の登壇 を求めます。20番佐々木隆徳議員。

(20番 佐々木隆徳議員登壇)

○20番(佐々木隆徳) 一心クラブの佐々木隆徳です。ちょうど微妙な時間となりましたが、とりあえずは、おはようございます。私の同僚議員であります佐賀議員から教わったことは、11時までが「おはよう」、午後の4時までが「こんにちは」だそうです。ですから、今はちょうど11時前ということで、おはようございます。一心クラブの佐々木隆徳です。

ことしの夏は、記録ずくめの猛暑とともに、異常気象による記録的な大雨が各地に多大な被害を及ぼしたところでありますが、むつ市内においては、幸いにして床下浸水はあったものの、大きな被害の発生はなかったとのことであり、安堵していますが、災害は忘れたころにやってくるとの過去の教訓を踏まえ、日ごろから十分な対応策を講じておくべきと改めて思っているところでございます。

さて、初日の一般質問の中に同僚議員も触れておりましたが、今月の1日に行われた第21回青森県民駅伝競走大会では、3年ぶりに8回目の総合優勝を果たし、選手の皆さんはもとより、金澤監督を初めとする関係各位の日ごろからのたゆまぬ努力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

また、見事な成果を上げたその同じ日の1日に は、制定されたばかりのむつ市民歌の完成披露会 が下北文化会館で行われ、集まった多くの市民に 披露されたところであります。その披露会では、 第三田名部小学校音楽部による斉唱、二枚橋地区 の中高生の皆さんと第三田名部小学校音楽部によ る合唱、そして歌手のSinonさんによるポッ プス調、そして最後に海上自衛隊大湊音楽隊によ る吹奏楽の4種類が披露され、それぞれ大変すば らしく、聞き入ったのは私だけではないと思って おりますが、特に1番から3番まで共通して最後 に入っている歌詞の中に「むつの むつの風に吹 かれて もっとしあわせになろうよ」と いう歌詞が大変印象に残り、市民歌として未来永 劫歌い継がれてほしいと思っているところであ り、完成までにかかわった多くの皆様に改めて敬 意を表する次第であります。

さらに、きのうの早朝には、2020年夏のオリンピック、パラリンピックの開催都市が東京に決定したとの朗報が飛び込み、日本中が歓喜に包まれた一日になったところであります。夢と希望を与えるスポーツの祭典として、昭和39年以来、実に56年ぶりに再び東京での開催という実に喜ばしい結果となりました。東京都の試算では、道路や鉄道などのインフラ整備を除いても、7年間で3兆円に及ぶ経済効果が見込まれており、経済の活性化を大いに期待するところであります。

それでは、むつ市議会第217回定例会に当たり、 3項目5点につきまして質問いたします。

近年、海の状況は海水温の変化によるものなのか、はっきりとは解明されていないものの、温暖化による異常気象によって暖流系や寒流系等の海流の変化や海水温の上昇に伴う回遊魚の水揚げのずれや、今まで県内ではめったに水揚げされたことのない魚が水揚げされるなど、さまざまな異変が日常化してきており、異常が異常ではなく普通になってきているように思われます。

また、漁業を取り巻く環境は漁獲量の減少、魚

価の低迷、そして円安による燃油を初めとするスチロール等の漁業資材の高騰や高どまり、さらには原発事故による風評被害など、数え上げれば切りがなく、加えて陸奥湾内の漁協のほとんどが基幹魚種としてしているホタテガイ養殖漁業においては、漁業者の高齢化や後継者不足、さらには多くの人手を要する作業が多く、その作業に従事する人も御多分に漏れず高齢化による人手不足とのことであります。これらのことを踏まえ、水産行政3点について伺います。

1点目は、協業化の推進についてであります。 このことは、叫ばれて人しいわけでありますが、 急激な人口減少が進む脇野沢地区では、漁業が基 幹産業であり、地区全体でも漁業への依存度が高 く、前段で述べた漁業者の高齢化や人手不足等に より漁業経営の継続維持が困難となってきている 漁家が何件かあると伺っております。地元漁協で も、以前から取り組んではいるものの、いまだに 効果が出ていない状況であり、そこでその現状を 踏まえ、市としても積極的に漁業経営の協業化推 進を図るべきと考えますが、市長のご見解を伺い ます。

2点目は、環太平洋連携協定、いわゆるTPPについてであります。賛否両論ある中で、政府は交渉参加を決め、ようやくことし7月後半から交渉のテーブルに着いたところでありますが、最大の焦点でもある関税撤廃をめぐり交渉の難航が予想され、はっきりしていることは、米などの農業重要5品目の例外を目指すとの方針のみで、それ以外の情報が全く入らない状況であります。もちろん交渉事ですから、お互いに手のうちを明かようなことはないと理解はしているものの、漁業者の厳しい状況は前段で述べたとおりである。漁業者は、さらに関税が撤廃され、水産物の輸入が今以上に増加、拡大した場合には、漁業経営が成り立たなくなるのではとの大きな不安を抱えてお

り、TPP参加による漁業への影響と対策についてをお伺いいたします。

3点目は、水産課の設置についてであります。 現在水産行政の体制は、経済部の農林水産課の中の水産グループが受け持ち、その農林水産課は農林畜産と水産、そして鳥獣対策の3グループで構成されているところでありますが、漁業の現状、漁業の重要性を鑑み単刀直入に伺います。水産課を設置し、さらに漁業振興を図るべきと考えますが、市長の見解を求めます。

次に、教育環境についてでありますが、教育委員会では、脇野沢小学校について、地区PTAの意見に即し、脇野沢中学校に併設して小中一貫教育を推進するとの意向を示しているわけでありますが、その推進に伴い、脇野沢小学校改築の具体的な計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

最後に、脇野沢温泉についてであります。施設の老朽化により全面改修してから既に4年経過しましたが、その間ポンプの故障や井戸の不調により、1年を通して営業したことがなく、故障などが相次ぎ、利用者には大変不便を強いてきたものと思っております。原因ははっきりしており、井戸の老朽化によるものと、指定管理者の川内町商工会や脇野沢庁舎の担当者には再三にわたり対応していただいているところであり、大変感謝しているところでありますが、市政だより湯で運営しているわけでありますが、市政だより8月12日号に、来年度からの指定管理者公募の掲載があり、その施設の中に脇野沢温泉の名前がなく、今後の対応はどのようになるのかをお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 佐々木隆徳議員のご質問に お答えいたします。 まず、水産行政についてのご質問の1点目、漁業経営の協業化推進を図るべきについてであります。近年の我が国の社会構造が少子高齢化に加えて人口減少社会へ転じている中で、水産業においても就業者数の減少、高齢化が加速度的に進むことが予見され、人手不足による漁業生産量の減少が懸念されているところであります。

むつ市管内の各漁協におきましても、就業者数 の減少、高齢化は、ほぼ共通の課題となっており ますことから、将来的にこの要因を解消していく ためには漁業種類ごとの協業化への取り組みを段 階的に進めていくことが重要であると認識してい るところであります。しかしながら、現時点での 協業化への取り組みは、ほとんど進んでいないの が実情でありますが、青森県の中でも特に将来推 計人口の著しい減少が見込まれていた脇野沢地区 では、以前から協業化の必要性が強く求められて おりましたことから、平成22年度から2カ年にわ たって青森県が主体となり、漁協、国及び県の研 究機関、さらには市も参画し、ホタテガイ養殖業 における協業化による省力化と労働負荷の軽減効 果を評価し、将来的な協業化へ準備するため、ホ タテガイ養殖業協業化モデルを策定したところで あります。

しかし、協業化を進めるに当たっては、漁業種類数や経営規模の相違、所得の分配方法、地域内の雇用関係の維持等さまざまな調整が必要なことから、実証化されないまま経過しておりましたが、今年度に入り、ホタテガイ養殖業における省力化を図るための機械設備を導入するに当たっては、グループ化した漁業者であれば国の補助を受けられるとのことから、脇野沢村漁協が主導して若手漁業者数名を選定し、改めて協業化への検討を進めているとのことであります。今後引き続き協議を重ね、意向を取りまとめしていくとのことですが、市といたしましても、今後の協業化への取り

組みに協力してまいるとともに、あわせて他漁業者への波及についても、この取り組みの結果を見きわめた上で漁協と連携し、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、TPP参加による漁業への影響と対策に ついてお答えいたします。8月22日、南シナ海に 面したブルネイダルサラームで開催された環太平 洋経済連携協定、通称TPP交渉会合は、作業分 野の協議を終え、9月には各国の首席交渉官によ る会合がアメリカワシントンで開催される方針と なっており、今後は閣僚会合や首脳会合も開かれ る見通しで、各国間の協議や国内調整が本格化す ることが報じられております。

まず、漁業への影響と対策についてでありますが、TPP交渉参加各国は、交渉内容を明らかにしてはならないという秘密保持契約を結んでいることから、交渉内容や内容についての情報は極めて乏しい状況にあり、新聞報道による範囲でお答えいたします。

現在のところ水産業がTPP参加により影響が 懸念される事項としましては、関税撤廃と輸入制 限解除による価格の低い輸入水産物の増加がもた らす国内水産物の価格への影響と、米国など一部 の国が提案した乱獲につながるなどの理由から、 漁業補助金を廃止もしくは原則禁止すべきとして いること等が報道されております。

価格への影響については、輸入水産物の関税が 撤廃されますと、平均して4%程度の関税がかか らなくなります。一方、農産物では、平均約11% となっており、米での関税率778%、乳製品での 360%、牛肉での38.5%に比べますと、輸入水産 物の関税率は低い値となっております。このこと から、国内漁業に及ぼす影響については、現段階 においては懸案事項として大きく取り上げられて いない状況にあります。しかしながら、輸入制限 解除による価格の低い輸入水産物が大量に出回る ことになりますと、当市の水産物の価格に及ぼす 影響については、予断を許さないものと認識して おります。

次に、漁業補助金の廃止や原則禁止についてでありますが、協議対象項目として、各種漁港関連整備事業を初め漁業資源を増大させる目的での漁場整備事業や、サケ、マス、ヒラメ、タラなどの種苗放流事業、漁業資源調査や漁業者の経営安定対策としての漁業共済制度などの事業、漁船建造や養殖施設整備に当たっての金融関係利子補給制度、漁業の担い手確保事業等さまざまな漁業関連事業の補助金が想定されております。これらの漁業関連事業補助金制度の廃止あるいは原則禁止は、我が国の水産業に及ぼす影響が最も大きいことから、全国漁業協同組合連合会では協議対象から外し、聖域とするよう関係省庁に要請しております。

8月23日の新聞報道によりますと、甘利環太平洋経済連携協定担当大臣は、TPP交渉の閣僚会合の場において、漁業補助金は国際的な水産資源管理の観点からも重要な取り組みとして反対する立場を表明したとのことであります。今後は、TPPの交渉内容と経過及び国の方針を注視するとともに、当市の漁業がますます発展していくよう、これまで行ってきた取り組みを着実に推し進めていくことが重要であるものと考えております。

次に、水産課を設置し、さらなる漁業振興を図るべきとのご質問にお答えいたします。市では、これまでも行政改革の一環としてグループ制の導入など、多様化する市民ニーズに応えるべく組織の見直しを行ってきたところであります。経済部門では、産業政策課の「むつ市のうまいは日本一」事業とも連携しながら、現在の農林水産課においても水産振興、農林振興にはそれぞれに力を入れて取り組んでおりますが、今後の組織のあり方に

ついては、佐々木隆徳議員のご意見も参考にしな がら取り組んでまいりたいと考えております。

当市の漁業については、北は津軽海峡に面し、 近海沖合イカ釣り漁業はもとより、サケ、サクラ マスを対象とした定置網漁業、ヒラメ、カレイを 対象とした底建網漁業、海峡サーモンの養殖漁業、 南は国内有数の内湾である陸奥湾に面し、ホタテ ガイ養殖業、アカガイ養殖業、ナマコ漁業、西は 平舘海峡に面してタラ、ヒラメを対象としての底 建網漁業等が行われており、全国でも類を見ない ほど多く魚種を対象に漁業が営まれております。 この中で平成24年、当市の漁業生産量は約1万ト ン、生産金額は約31億円となっており、生産額は 八戸市、平内町に次ぐ県内第3位であり、水産加 工品については、平成22年の生産量が4,500トン、 金額で約39億円と八戸市、青森市に次ぐ県内第3 位となっております。また、水産関連従事者は約 2,000人となっており、当市の地域経済を大きく 支えている重要な基幹産業であります。

これらの漁業生産を支えるため、市ではこれまで漁港整備事業を初め魚礁設置事業や、ナマコを対象とする漁場造成事業の実施及び支援や、平成22年度に発生した高水温対策として雇用促進事業や漁業経営安定対策事業の実施、サケ、マス、タラ、ナマコ、アワビなどの種苗放流事業への支援などの事業を行ってきたところであります。また、漁業協同組合の水産物の販路拡大に関する事業や水産加工品のブランド化等、さまざまな角度から地場産業の育成にも努めているところであります。今後におきましても、国・県及び漁業関係団体との連携を密にし、より一層の漁業振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢温泉についてのご質問にお答えいたします。ご質問の今後の対応についてでありますが、脇野沢温泉は地域住民に快適な憩いの場所

を提供し、保養、余暇の利用及び健康と福祉の増 進並びに観光客も視野に入れ利用することを目的 とした保養施設として昭和53年に事業認可を受 け、温泉井戸を掘削、昭和56年度から事業開始し、 現在に至っております。平成20年度から川内地区 のふれあい温泉川内、湯野川温泉濃々園、野平高 原交流センター、まちの駅かわうちとあわせ指定 管理施設として川内町商工会が管理運営しており ますが、近年ポンプの故障がたびたび発生し、施 設休館を余儀なくされており、昨年度末には温泉 量が著しく低下したことにより、現在水道水を沸 かして施設運営している状況を踏まえますと、指 定管理施設として運営することが難しい状況にあ りますことから、来年度は施設を所管しておりま す脇野沢庁舎で施設運営してまいりたいと考えて おります。それ以降につきましては、引き続き直 営管理とするのか、指定管理が望ましいのか検討 を重ねる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、この地域唯一の保養施設であり、平成21年度には建物を全面改修しており、脇野沢地区の多くの方々が利用し、また観光客等の利用者もありますことから、継続して管理運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) 佐々木隆徳議員の教育環境 についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、脇野沢小学校は明治7年の開設以来、140年にわたる伝統を持ち、一時期には大湊高等学校脇野沢分校も併設されていた歴史のある、まさに脇野沢地域の教育の拠点として子供たちを育んできた学校施設であります。現在の校舎は、昭和43年に建設された建物ですが、途中平成2年に大規模改修を実施しているものの、今では老朽化が著しい状態となり、対症療法的に

維持補修を行うことで児童の教育活動に支障を来 さぬような対応をしているところであります。

また、脇野沢中学校につきましては、当時の脇野沢村にありました中学校4校を統合する形で昭和55年に建設され、平成22年度に実施した耐震化工事を経て現在に至っております。

ここで、教育委員会が進めてきております教育 政策に関して、若干申し上げたいと存じます。教 育委員会といたしましては、市の学校教育に関す る政策の基軸として、平成19年度からむつ市教育 プランを掲げて実施してきております。この中で、 市内を9つの地域割から成るブロックとして捉 え、それぞれのブロックごとに小学校と中学校と が連携を強く持つことによって、いわゆる中1ギ ャップの解消や学力の底上げを狙う小中一貫教育 を推進してきております。さらに、この教育プラ ンにおいては、小学校と中学校が一体となった併 設型の施設が小中一貫教育を進める上で高い効果 を期待できるという考えのもと、第1段階として 川内、関根及び脇野沢の各ブロックについて、小 中一貫併設校の実現を目指してきており、議員各 位のご理解を得て、平成23年度には川内ブロック で市内初めての併設校が実現いたしました。次は 関根ブロックについて、併設校建設に向けた事業 計画を進めているところであります。

さて、議員ご質問の脇野沢地区における教育環境について話を戻しますが、教育委員会といたしましては、小学校施設の老朽化対策とむつ市教育プランに基づく施設一体型の小中一貫教育を実現するため、現在の脇野沢中学校に小学校として必要な教室等を増築するイメージで、教育環境の改善を考えてまいったところであります。

老朽化が進行している脇野沢小学校への対策として、教育委員会がこれまで取り組んできました 経緯を申し上げますと、平成22年2月に脇野沢地 域交流センターにおいて、小学校、中学校の保護 者を対象とした脇野沢小学校の建設にかかわる説明会を開催しております。このときは、小学校校舎の老朽化が著しい状況であることから、教育プランの考えに基づき、中学校に併設した小学校校舎を建設し、併設型小中一貫教育を進めようとしていることの説明をいたしました。あわせて児童・生徒の減少傾向から、学校統合についても一考する必要があるのではないかとの提言をいたしましたが、学校統合に対して否定的なご意見が多数を占めたところであります。

その結果、教育委員会といたしましては、従来 からの考え方である中学校に小学校を併設した校 舎の建設を目指したわけですが、その年の11月に 開催された市連合PTAと教育長との懇談会の席 上、脇野沢小学校の保護者の方から、児童減少傾 向の中、小学校を建設する必要があるのだろうか とのご意見が出されたことにより、教育委員会と いたしましても、さまざまなお考えの保護者がお いでになることから、もう少し時間をかけて合意 形成を図る必要があると認識したところでありま す。その後、小学校及び中学校の保護者によって アンケートが実施されましたが、多くの保護者が 小学校の建設を望んでいないとの結果でありまし た。小学校建設を望まないとの結果をいただいた ことから、次の段階として、保護者の方々は脇野 沢地域における今後の教育環境についてどのよう にお考えなのかを確認すべく、平成24年12月に小 ・中学校の両PTA会長へご検討を依頼いたしま した。その結果、教育委員会の意向をご理解いた だきまして、小・中学校ともそれぞれの保護者同 士で、また小・中合同での検討を経て、本年5月 20日には小学校PTCA会長及び中学校PTA会 長が教育委員会に訪れまして、脇野沢地区におけ る今後の教育環境についてのご回答を頂戴いたし ました。このPTCAと申しますのは、いわゆる PTAにコミュニティ、つまり地域会員が参加し

た組織であります。その回答の内容は、脇野沢小学校と脇野沢中学校との併設型による小中一貫教育を望みますというものでありました。保護者の中にもさまざまな意見があったようでありますが、たび重なる議論の結果として、保護者及び地域の方々が出した結論でありますので、重く受けとめた次第であります。

その後教育委員会による脇野沢小学校の現状視察、教育委員会会議での審議を重ね、去る8月16日開催の第629回教育委員会において、脇野沢中学校に併設した小学校校舎建設により、児童の教育環境の改善とむつ市教育プランが目指す併設型小中一貫教育を脇野沢地区において実現するという教育委員会としての方向性を決定したところであります。去る8月27日には、市長に対しましても、教育委員会としての意思をお伝えいたしたところであります。

教育委員会の従来からの考え方といたしましては、複式学級を解消することや集団での活動も十分体験させるべきであるとの観点から、脇野沢地域の児童・生徒の減少傾向が進行していく中にあっては、学校統合が必要であるものと考えます。しかしながら、脇野沢小学校及び中学校は旧脇野沢村時代に学校統合を行った結果として現在の形になっているものであり、既に脇野沢地域の各地からスクールバスを利用した通学を行っております。したがいまして、今学校統合を進めようといたしますと、これまで以上に通学に長時間を要するといった大きな課題が生じてまいります。

教育委員会が出した結論は、これらの課題を総合的に検討し、判断した結果であり、今後は一日も早く児童が安心して安全な環境での教育活動を行うことができるようにするために、粛々と事業計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 20番。

○20番(佐々木隆徳) それでは、順番に従って再 質問させていただきます。

まず、協業化についてでありますけれども、私は 塩上で経営の維持が困難な漁業者が出てきているというふうなことで漁協からも伺っておりますけれども、個人情報もあり、それら詳しくは聞き及んでおりませんけれども、市の積極的な関与をこの場でお願いしたい、そのように思っておりますので、市長から改めてそのことについて答弁を伺いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) この協業化の効果というものは非常に大きなものだと私も認識をいたしております。ただ、これを市が主導で行うというふうなことは、これはなかなか、やはりそれぞれ漁業者の方々は一国一城の主でございますし、それぞれの立場もございます。この部分で協業化を進めるように、その取り組みには協力はしてまいりたいと、このように思っております。
- ○議長(山本留義) 20番。
- ○20番(佐々木隆徳) 今の市長の答弁ですけれども、そういう意味でといいますか、市が最初から最後までというふうな形の関与ではなくて、要するに段階的にこうすればこうなる、こうすればこうなるというふうな一つの流れを市で関与していただきたいと、そのような状況であります。それに参加する、またはグループを組むというふうなことは、もちろん個々の自由ですから、そこまでは市が入っていけるような状況にはないと思いますけれども、その一連の流れを市のほうでリーダーシップをとるなりするような形でお願いしたいということであります。

次に、TPPについて詳しいことは市長の答弁でも、私自身でもいろんなことであちこちから情報を集めましたけれども、農業5品目以外のことは全く不透明な状況であります。その中で、あえ

て一般質問しておりますので、漁業者の心情を察 して、私自身一般質問したという状況であります ので、その点については改めて答弁は求めません が。

TPPに関連したといいますか、若干通告外になりますけれども、つい6日の新聞の中で、今の韓国政府が6日、本県を含む8県、福島県も含みますけれども、青森県を含む8県の水産物の輸入を9日から全面的に禁止するということで発表しております。先ほどTPPのことで漁業者の不安は拡大して増すばかりだと、そういうふうな状況の中で、これらの問題を踏まえまして、市長のご所見を伺いたいと思います。

市長が先ほどおっしゃいましたけれども、輸出向けの製品がだぶつき、輸出できなくなるわけですから、輸出向けの製品がだぶつき、価格が当然安くなると。そのようなことで、今一連の流れからすれば、そのまま漁業者にはね返ってくるような状況になるわけで、これが今たまたま韓国政府だけになるのか、それともまた中国なりアジアなり、あっちこっちにまた拡大していくのか、その辺は今の現状ではもちろんわかりませんけれども、今必ず、例えばどこかの国でストップするとなれば、それに向けてつくっている製品がそのままだぶつくわけですから、当然漁業者には直にはね返ってくるというふうな状況になります。通告してありませんけれども、市長のご所見を伺いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 先般の、つい三、四日前だったでしょうか、非常に地元紙、ショッキングな報道がありまして、冷凍の貝柱の、そしてあれはハングル文字なのでしょうか、つまり韓国向けの冷凍の貝柱、これが輸入がなくなったと、韓国が、その輸入を安全性を懸念して輸入を禁止したというふうな報道を私も、多分同じ報道だと思います

けれども、見まして、非常に愕然といたしました。 この部分、非常にこのむつ市、そして青森県も、 ホタテの輸出というふうなことは、非常に大きな 産業であると、私はこういうふうに認識をしてお ります。例えばもう何年も前なのでしょうけれど も、EU向けの部分、輸出、この部分もかなり制 限を受けたとかというふうなことで、非常に大き な報道がされた部分も今思い出しておりますけれ ども、韓国のこのホタテの輸入を禁止するという ふうな、この部分については、私はこの場所で余 り言うと、かなり大きな問題になりますので、言 いたくはないのですけれども、どう思うかという ふうな所見を求められましたので、私はあえてお 話をさせていただくならば、私は青森県内のホタ テのほうが、世界では誇れる安心で、そして安全 な食べ物であるというふうに思います。ほかの国 のことは、私はこの場ではお話をいたしません。 韓国だとか、中国だとか、そういうふうなことの 食品の安全性の部分については、お話をいたしま せんけれども、私は青森県産のホタテは世界でも しっかりと安全管理し、そして安心して食してい ただけるものであると、こういうふうに私は思っ ております。

この部分では、韓国、東南アジア、この部分で 非常にさまざまな問題を含んだ中での駆け引きの 中でこういうふうなことが生じたのではないかな と、このように思います。私は、できるだけ食品 を買う場合は、この製造がどこであるか、原産が どこであるかというふうなことに気をつけて、私 もスーパーに出かけて、眼鏡を外しながら、この 食物、食べ物はどこの国なのかというふうなこと を確認して買い物をしておりますし、また何年か、 3年くらい前だったでしょうか、こういうふうな お話もございました。中国からバイヤーさんがお 見えになって、私のところに表敬訪問してもらい ました。その際、中国のかなりの大きなバイヤー

さんなのですけれども、陸奥湾の海のきれいさと いうふうなことをお話をいたしまして、こんなに きれいな陸奥湾でとれるホタテというふうなの は、本当に安心して販売もできるし、食べること もできる。翻って我が国の海はというふうな、こ れは「……」にしておきますけれども、あえてお 話はいたしませんけれども。そういうふうな、中 国からのバイヤーさんも高い評価をしている、そ して我々が安全をしっかりと管理しているホタテ が韓国から輸入を禁止されたというふうなこと は、一つの私は政治の駆け引きの中で翻弄されて いる事案なのではないかなと。今、ついきのう、 おとといですか、東京オリンピックの開催も決定 いたしましたので、そういうふうなもろもろの国 際政治の中で動いてきている中で、これは解消さ れるものではないかなと期待も寄せているという こともお話をさせていただきたいと、このように 思います。

- ○議長(山本留義) 20番。
- ○20番(佐々木隆徳) 市長には、ホタテの宣伝、 大変いいPRになりまして、改めて御礼申し上げ たいと思います。私も、どのホタテを食べても、 陸奥湾内のホタテが一番です。甘みがあって、粒 は若干、北海道産から見れば小さくなりますけれ ども、本当に食べておいしいのは陸奥湾産だと、 そのように思っています。

そこで、3点目の水産課設置について。先ほど市長は、私の意見を参考に取り組んでいきたいと。ややもすれば前向き、ややもすれば大した力を入れなくてもそのまんまというふうな形で、受けとめればそのままなのですけれども、私は、青森県もそうですけれども、これまでいろんな形で今の水産行政ずっと見てきまして、青森県の一つの例があります。昭和50年代の前半に、ちょっと今記憶は定かではありませんけれども、農林水産商工とか、とにかく水産部という名前が出てこなかっ

た。当時いろんな形で盛り上げまして、県庁の中 で水産部がようやく50年代の中ごろだとは思いま すけれども、水産部としてできたと。その部長に 水産部、そのまま生え抜きの、たしかサイトウさ んという方が部長になったと記憶しておりますけ れども、それから2代、3代続いて、そのまた水 産部が統合されて、商工労働何とかというふうな、 名前は別ですけれども、そして最近出てきたのが、 その後出てきたのが水産局と。要するに部からす れば、皆さん私よりプロですからわかると思いま すけれども、部からすれば局、室とか、当然若干 ランクが下がるわけですよね。何かしら青森県に はリンゴとホタテ以外目覚ましいといいますか、 大畑であればイカなんかあると思いますけれど も、物すごく農林という形ではあれこれ力を入れ ているふうに見えますけれども、水産に関しては 本当におざなりになっていると。それが、いや、 まねしているわけではありませんけれども、むつ 市にも私はそういうふうに見受けられると。そう いう感じで、今水産課の設置ということで提案、 提言しているわけでありますけれども。市長、海 は2区、もちろん陸奥湾と津軽海峡、太平洋です けれども、2つあります。そして漁協も6つあり ます。そういう中で重要視するならば、水産課の 設置は具体的に検討すべきであると、そのように 思っておりますけれども、市長、所見、いかがで すか。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) これまでの青森県、そしてまたむつ市の取り組み方、水産業に対しておざなりになっているのではないかというふうなご指摘がございましたけれども、私は決してそうではないと。この職につきまして、6年ちょっと過ぎましたけれども、つまり「むつ市のうまいは日本一」というふうなことで、しっかりととにかく水産物、これに対してはさまざまな場面でPRをさせてい

ただいておりますし、力を入れて取り組んでいる と、こういうふうに思います。

これは、これまでの組織の中でもグループ制を つくってやっているわけですけれども、農林水産 課というふうな形で、それぞれのグループ化をし て対応しているわけですけれども、おざなりにし たというふうな思いは決してございません。一つ の取り組みとしては、かつてもあった3漁協協議 会、これを復活させていただいて、そしてスケー ルメリットを出して、そして新商品の加工の部分、 こういうふうなものも新たに取り組み、そして外 に向けて販売していく。そしてまた、精神運動的 な表現かもしれませんけれども、「むつ市のうま いは日本一」ということで、まず自らの地域で生 産されているものを食べてみようと、こういうふ うなものを着々と今進めてきて、これが一つ本当 に大きな今種をまいて、少しずつ育っているわけ でございます。これは、一朝一夕になかなかでき ないと思います。私は、国の根幹は農林水産、こ の部分であると、そういうふうに考えております。 そういうふうなことで、水産業をないがしろにし ているというふうな思いはございません。

そういうふうな意味で、やはりこのむつ市の立場、これは先ほど壇上でもお話をしましたように、水揚げ金額については青森県内3番と、生産額は、そういうふうなことで、非常に県内有数の水産業の地域であるというふうなことを私は自負していますし、またこれからも自負していくためにどういうふうな手法をとって施策を展開していけばいいのかというふうなことに相努めているわけでございます。

これまた、先般4月1日から法人が変更になりまして、青森県水産振興会の私は会長になりましたし、この部分においても県内の水産振興、これは私も水産は余り苦手でございませんでしたけれども、一生懸命勉強させていただき、水産の発展

に相努めていきたいし、また農林、林業、農林業、 この部分においてもしっかりと市として取り組ん でいるつもりであります。そういうことで、この 水産課の設置というふうなことは、佐々木隆徳議 員のご意見も参考にしながらということは、前向 きな考えであるところを行間から感じてもらえれ ばなと、こういうふうに思うところでございます。

○議長(山本留義) 20番。

○20番(佐々木隆徳) 先ほどの答弁とは違ってい まして、かなり前向きに受け取りました。今、若 干また触れますけれども、市長の答弁は時間の関 係で求めませんけれども、合併した4市町村の中 で、ご承知のとおりむつ市以外は、脇野沢、川内、 大畑、漁業への依存度が物すごく高いわけです。 とりわけ人口の少ない脇野沢なんというのは、も うかなり依存度が高い状況でありますし、川内よ りも大畑ですか、そちらのほうが依存度が高いよ うに思っておりますけれども、その中で、再三言 いますけれども、海に面した状態で名目上水産課 がないというふうなことは、私自身、これは自分 の持論でもありますけれども、先ほど県のお話、 一つの例も挙げましたけれども、何かしら海と山 がごっちゃになっているように思われるのです、 1次産業が。海も山もというふうなことは、私は 不可能だと思っています。最近は、山に関しては、 海をつくるには山をつくれというふうなことはあ りますけれども、山をつくれというのは植林せよ ということになりますけれども、実際の事業をす るという形になれば、やはり区別して、海は海、 山は山というふうな、山というのは田畑ですけれ ども、そういう区別の仕方は必ず、当然あると思 いますので、これはつくらなければ、またやりま す。市長、4月1日できちんとつくってください。 市長のお考えは、時間の関係で求めません。

続いて、教育環境について、教育長の答弁に若 干触れますけれども、まず現状の中学校に小学校 が併設されるというふうな認識で伺っておりますけれども、ということになれば、当然今の校舎の新築、私の今回の質問の趣旨は、そうすれば小学校はいつごろ、どのような形で建設されるのかなという具体的な内容が知りたくて今回質問しているわけです。ですから、小中一貫教育というのは、もう推進してプランとなっているのは重々認識しておりますし、中身もわかっております。建設の規模とか、具体的な内容等につきまして、今の段階でわかっておりましたらご答弁願いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 教育長。
- ○教育長(遠島 進) 脇野沢小学校の建設に伴う 建設の規模、そしてどのような事業計画、いつご ろ実施をするのかというようなご質問でございま すが、まず1点目の建設規模でございますけれど も、脇野沢小学校につきましては、脇野沢中学校 の南側に校舎棟を増築すると、こういう形でござ います。そして、屋内運動場は中学校と兼用する というふうに考えております。そして、小学校棟 には教室及び図書室を配置して、そのほかの音楽 室等の特別教室は、基本的には中学校の既存の特 別教室を活用したいというふうに考えておりま す。

なお、中学校の校舎の階段は、中学校の仕様で ありますので、小学校も利用できるような改修が 必要になってまいります。

以上のように、脇野沢小学校の改築につきましては、中学校を使用しながらということになりますので、生徒の教育活動に支障を来さぬよう、安全かつ効率的な計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、いつ着手するのか、できるのかというようなことでございますが、これにつきましてはまだこれから計画を進めていくということになりますので、先ほど壇上で申しましたように、教

育委員会といたしましては、一日も早く児童が安心して安全な環境での教育活動を行うことができるようにするために事業を、計画を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○議長(山本留義) 20番。
- ○20番(佐々木隆徳) 時間の関係で若干はしょりますけれども、私は今の現在の脇野沢小学校、当時九艘泊、滝山、小沢の4小学校があったその統合に教育委員としてかかわっているわけで、そのときの反省点として、当時まだ若かったので、ある種私が先導して強引にやった経緯があります。ですから、前回6月定例会、また今回私以外にも同様の質問等あるみたいですけれども、本来は地域の声、保護者の声、これらを十分聞き及ぶべきだと、私はそのように認識して、ヒアリングの際にも3年間の無駄だと、そういう一言ありましたけれども、やはり地域の声でその3年間が無駄かどうかというのは、必ず後々に出てきます。

それから、何か複式学級が悪のような形で言われておりますけれども、私の経験からすれば、当時今の脇野沢小学校で複式というのは経験なかったのですけれども、ほかの学校では、行って、複式というものはこういうものだということを肌で認識しまして、どうなるのだろうなと思いましたけれども、実際に統合して、その生徒の成績、もちろん若干低い子もおりましたけれども、ほとんどトップクラスなのです、その複式やっている。ですから、一概に複式が云々というふうなことは、もう考えなくてもいいと思っております。ただ、スポーツ面とか全体的な、集団的なことになれば若干劣るのかなと、そういう認識を持っております。

先ほど小学校に関しましては、たしか昭和42年、 43年ごろの計画だと思っております。そしてまた、 耐震工事もされていないと。今私の手元の父兄か

らの要望は、一日も早くというふうなことで建設 の要望があります。以前身の丈に合った建物をと いうことで、当時の合併して間もないころの総務 部長さんから、私ども合併して脇野沢の10人の議 員に言われて、ひんしゅくを買った経験がありま すけれども、部長さんがです、私がでなくて。そ のときの思いをすれば、今その部長さんが言った 言葉が、そのままなるほどと、今本当に痛感して います。そのままだと思っています。当時脇野沢 庁舎に関して、市長は十分わかると思いますけれ ども、2階建てるふうな状況もあったし、また今 よりも広くつくるというふうな状況もあったわけ です。それが小さく小さくというふうな形で今に なったと。それが本当に今はそのままで合ってい るのです。唯一言えば、会議室がない程度のもの で、それ以外の部分でいけば、何ら支障がない状 況になっています。

ということで、市長、早期の要望ということで、 少し前向きに考えてください。今一言、小学校の 身の丈にあった、何億円もかかるような建物でな くても結構です、身の丈にあったというふうな形 ですから、ある程度の小ぢんまりと小さな形でも 十分結構です。通学、先ほど教育長が触れました けれども、川内までは私がいる本村から、確かに 20分、25分で来ます。今通学児童の名簿を見ます と、滝山、源藤城から通っている子供もいます。 ですから、その分でいけばかなりな時間さらにか かるわけで、そういった小学校の生徒が1時間近 い形の今の通学に耐えられるかと、これらは十分 検討すべきだと思っております。答弁は求めませ んけれども、最後市長、一言。早期建設について、 私の背中にしょっているような状態で、何せ脇野 沢の1人の議員ですから、早期建設についての市 長の所見伺います。手短に。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 手短にお話をさせていただ

きます。

今現在関根中学校の部分もございます。財政が 許すならば、ただちにというふうなことでござい ますけれども、財政は非常に厳しい状況であると いうことでございます。しかしながら、教育委員 会からの市長宛ての要望というふうなこと、地域 の意見を集約しての要望というふうなことは重く 受けとめておるところでございます。さまざまな 優先順位というふうになると申しわけございませ んけれども、現在関根中学校のほうを着実に進め ているというふうなところでございますので、こ れも心の中にとめていただきたいと、こういうふ うに思うところでございます。

- ○議長(山本留義) 20番。
- ○20番(佐々木隆徳) できるだけ早目の要望をして、次に移ります。

時間の関係ありますけれども、ちょっとはしょ りますけれども、最後は脇野沢温泉についてであ ります。先ほど壇上で述べましたけれども、来年 度は直営で運営するというふうなことですけれど も、その後なり、細かいことは後ほど脇野沢庁舎 の担当者から聞きたいと思いますけれども、その ままで今検討するというふうな考えですけれど も、今そのままの状態でいけば、要するに脇野沢 温泉が脇野沢温泉でなくて前の保養センターなり なんなりに変えなくてもいいのかなと、今の名目 上。さらにまた、新規の井戸の考えも、これまた 必要かなと。人口が、今は千八百ちょっとですけ れども、人口が減って1,000人になればなるだけ、 人口が減れば減るだけ脇野沢の場合、温泉に対す る依存度というのはどんどん、どんどん上がって いきます。要するにひとり暮らし高齢者の方がど んどんふえていきますので、そのような形で再三 代弁しますけれども、市長、もう一度、その点に つきまして所見を伺って最後としますので、市長、 答弁お願いします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 新規の井戸の温泉の掘削の 要望でございますけれども、非常に厳しいものが あろうというふうに思います。この形で直営にす るというふうなことの中で、これからその後の年 度、どういうふうな形になっていくのかを十分検 討はさせていただきたいと、こういうふうに思い ます。
- ○議長(山本留義) これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎菊池光弘議員

○議長(山本留義) 次は、菊池光弘議員の登壇を 求めます。23番菊池光弘議員。

(23番 菊池光弘議員登壇)

○23番(菊池光弘) こんにちは。公明党、公明・政友会の菊池光弘でございます。昨年12月の衆院選、そしてことしの東京都議選、参院選と、公明党は全てに大勝利することができました。公明党にご支持、ご支援をいただいた方々に、この場をおかりいたしまして、感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

参院選の結果、自民、公明の与党は過半数の議席を得て、衆参のねじれを解消することができました。これは、政治の安定を求める民意のあらわれであり、公明党が政権与党の中で果たす役割への評価と期待でもあります。国政のかじ取りを託された与党公明党の責任を深く自覚し、決められ

る政治、結果を出す政治の実現に向けて党の総力 を上げてまいります。

私も明年11月の党結党50周年を目指し、さらに 決意も深く、大衆とともに語り、大衆とともに戦 い、大衆の中に死んでいくとの立党精神のもと、 全力で働いてまいりたいと決意いたしておりま す。

さて、むつ市議会第217回定例会に当たり一般 質問をさせていただきます。市長初め理事者の皆 様の誠意ある、しかも前向きな答弁を心からお願 いいたします。

今回の一般質問は、1、企業誘致について、2、 災害時要援護者の避難対策について、3、低投票 率について、以上の3点質問いたします。

質問の第1、企業誘致についてお伺いいたしま す。私の頭の中では、むつ市の誘致企業は、私が 小さいころからある1社はわかりますが、ことし の5月、株式会社サン・コンピュータ、株式会社 アイティコワークとの企業立地協定締結の記事を 見て、むつ市にとってすばらしいことだなと思い ながら記事を読ませていただきました。内容は、 去る平成25年5月8日、ともに八戸市に本社があ り、株式会社サン・コンピュータ、株式会社アイ ティコワークの2社と企業立地に関する基本協定 書を締結いたしました。当市にとりましては、現 在操業中の企業から数え5社目となります企業誘 致であります。また、ソフトウエア産業の立地は 初めてのこととなることから、両社に対しては事 務所の家賃に対する一部助成など、業務が円滑に 行われるように市として支援策を講じることとし ております。

今回の立地が地域産業の振興及び地元雇用の拡大につながるとともに、むつ下北地域出身のIT技術者が地元において専門的スキルを生かすことができるUターンの受け皿となることとあわせ、今後事業規模の拡大に伴う雇用の増加や、地元企

業や研究機関等とも連携しながら、むつ市初のソフトウエアの開発を期待するものであります。今後は、ハローワークを通じて社員5名ほど募集する予定となっている。即戦力となり得るむつ市出身のIT技術者、Uターンも募集しているとのことです。この企業受け入れは、むつ市の雇用対策につながる第一歩です。もっともっと誘致企業をふやすべきと私は考えます。

ここで質問です。先ほどサン・コンピュータ、 アイティコワーク2社で操業中の企業から数え5 社目とありました。かなり少ないと思います。こ の誘致企業受け入れが少ない理由をお伺いいたし ます。当市においては、働きたいが働くところが なく困っている方々がたくさんおります。働くと ころをふやす努力をしていかなければならないと 強く思います。

質問の第2、災害時要援護者の避難対策についてお伺いいたします。ことしの8月、災害対策基本法改正案が成立いたしました。政府は、災害時要援護者の避難支援と避難所の整備運営の2つに関して市町村が取り組むべき指針を発表しました。要援護者とは、災害から身を守るため、安全な場所に避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などをいいます。2つの指針のうち避難支援に関する指針では、要援護者名簿の対象要件を要介護状態の区分などに合わせ示します。要件から漏れた人に対しても、本人の希望で名簿への記載を柔軟に対応するよう提案しています。

東日本大震災では、個人情報保護の観点から、 名簿情報の外部提供が進まず、効果的な支援ができなかったことから、情報漏えいの防止に留意に したうえで災害時の名簿提供も可能としています。要支援者名簿に基づいた個別計画策定も推奨 しており、NPO、障害者団体などが連携した防 災訓練や避難所運営のシミュレーションを実施す べきだとしています。避難所の情報伝達では、メ ールなどの活用も提示しています。

一方、避難所の整備運営に関する指針では、避難所生活を改善するため、ふだんから準備しておくべき対策と発災後の対応を示しています。事前の備えとして、市町村による避難所運営準備会議の設置や高齢者、障害者らに配慮した福祉避難所の整備を進めています。備蓄品としては、アレルギーに留意した非常食や紙おむつ、生理用品などを検討すべきだとしています。また、誰でも避難所を立ち上げられる簡易避難所運営手引き作成を盛り込んでいます。避難所の周知徹底をする際は、障害者らにもわかりやすい配慮をするよう指摘しています。

このほか、多様な被災者ニーズに応える相談窓口の設置、保健師や看護師の巡回による被災者の健康管理が示されています。その1つが避難所における生活環境の整備を明記している点です。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や衣料品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしています。東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及、整備についても本腰で取り組むべき課題です。

名簿の整理、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は自治体側の入念な準備にかかっています。弱い立場の人たちをどう守るかというのが次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられています。発災時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になります。このことを踏まえて質問に入ります。

今現在までの市の取り組みなど、概要をお伺い

いたします。また、問題点があればお伺いいたします。

質問の第3、今回の参院選での低投票率につい てお伺いいたします。さきの報道によりますと、 「低投票率を定着させてはならない。「ねじれ解 消」が関心を集めたはずの今回の第23回参院選は、 選挙区、比例代表とも52.61%と過去3番目の低 投票率を記録した。昨年12月の第46回衆院選の投 票率は、小選挙区で59.3%、比例代表で59.3%と、 「戦後最低」を記録したことは記憶に新しいこと です。地方選挙でも低投票率は目立つ。2011年の 7月の埼玉県知事選は24.89%と4人に1人しか 投票しなかったし、ことし6月の東京都議選も 43.5%と過去2番目の低さだった。選挙こそ民主 主義を支える基盤である。選挙を通して、政党や 政治家は、有権者に争点や選択肢を指示しなけれ ばならない。今回、野党の乱立が目立ち、政策論 争が深まらなかったことが低投票率につながった との見方もあります。マスコミも議席予測中心の 報道や「争点が見えない」などの論評にとどまら ず、積極的に議題設定の役割を果たすべきだった。 今回から導入されたネット選挙については、「参 考にしなかった」という声もあるが、「定着すれ ば、生の情報が有権者の心に響き、投票行動に大 きな影響を与えるようになる」、岩渕日本大学教 授は期待されています。「低い投票率が続く20代、 30代だが、I T環境の中で育ってきた世代であり、 政党や候補者がネットを活用し、明快な政策提示 や丁寧な説明を重ねていけば、投票率の向上が期 待できる。一方、投票環境についても課題は少な くない。財団法人明るい選挙推進協会の調査によ れば、「投票所までの時間が投票傾向に影響を与 えている」。5分未満で投票所に行ける場合、「投 票に行った」は81.7%だが、20分以上かかる場合、 52.2%にとどまっている。だが、投票所の数は、

市町村合併や人口減少に伴う統廃合や経費削減

で、減少が続いている。3年前の参院選で全国の 投票所は5万311カ所だったが、今回は4万 8,777カ所と、1,500カ所以上減った。有権者にと って投票所は遠くなっているのである。高齢者や 障害者が投票しやすいような取り組みも必要だ。 期日前投票の増設や投票所までの「移動支援」充 実を求める声は強い。過疎化が進む中山間地など では、巡回バスを運行する市町村もある。政党や 政治家の発進力を高める努力とともに、有権者が 投票しやすい環境整備へ対策強化が求められてい る」との報道です。

ここで質問です。むつ市の投票所は何カ所ある のでしょうか、お伺いいたします。

次に、投票率を上げる対策をしているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、今回の参院選で解禁されたインターネッ トを使った選挙運動に関しての記事を見つけまし たので、紹介します。これは、東京の電通パブリ ックリレーションズという会社の調査発表です が、「期間中にネット上で政党や候補者が発信し た情報を見た人のうち約58%が「役立った」と感 じているとの共同調査の結果を発表しました。同 様に政党や候補者のネットの情報を見た人のうち 「信頼できた」と答えたのは59.4%。政党や候補 者の情報を見た人は、ネット上で政党や候補者の 情報を見ていない人も含めた調査対象全体では 18.3%にとどまったが、同社の共同で調査を実施 した東京大学大学院の橋元良明教授は、「選挙戦 略でネット上の情報発信の重要性が増していると 考えられる」と結論づけた。調査対象全体で見る と、政党や候補者を発信するネット情報が役立っ たとする回答の割合は10.6%、テレビの情報が役 立ったとする回答は53.7%、新聞は35.1%だった」 という記事でした。このことからも、むつ市の若 者も何らかの影響はあると私は考えます。

ここで最後の質問です。当市において参院選で

のインターネット選挙運動の効果はあったのでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。 ○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 菊池光弘議員のご質問にお 答えいたします。

まず、企業誘致についてのご質問の1点目、これまでの誘致企業は何社あるのかについてであります。当市の誘致企業は、昭和41年に現在のアツギ東北株式会社むつ事業所がアツギむつナイロン株式会社として立地操業したのが第1号であり、以降今日までに14社が当市に立地したところであります。しかしながら、バブル経済崩壊後の長期のデフレ、円高、株安といった日本経済の長期にわたる景気低迷による倒産や、人件費が安い中国、東南アジア諸国などの新興国への工場移転、国内事業拠点の集約による工場閉鎖などにより立地企業が減少し続け、操業中の企業は現在5社となっております。

次に、ご質問の2点目、誘致企業の受け入れが 少ない理由についてであります。これまでの当市 の企業誘致に対する取り組みは、むつ市企業誘致 奨励条例、情報通信関連産業立地促進費補助金交 付要綱を制定し、設備投資費利子補給雇用奨励金、 福利厚生施設奨励金などを設けるとともに、半島 振興法に基づく税制上の優遇措置を定めているほ か、県の誘致企業への各種支援策や国の原子力発 電施設等の周辺地域を対象とした電気料金の補助 制度もあることから、これらの優遇制度もあわせ て活用できるよう受け入れ態勢を整備しておりま す。

また、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用し、市内に所在する工業団地のパンフレット掲載、当市に対する企業立地意向アンケート調査の実施による企業ニー

ズや要望の把握、立地の意向があった企業へのセンター職員による訪問活動などの各種PR活動にも努めてきたところであります。

受け入れが少ない理由のお尋ねでありますが、一般的に企業が立地を検討する際には、用地価格、都心部などへの交通の便、インフラの整備状況、取引先との距離や近接性、市場規模といったことが判断材料として重要視されていることから、冬期間の厳しい気象条件も含めた本州最北端に位置する当市の地域性や高規格道路など道路網整備のおくれによる社会基盤整備の低さなどが大きな障害となり、残念ながらなかなか立地に結びつかないのではと考えております。

このように、立地条件が厳しい当市ではありま すが、近年の誘致企業としては、平成20年にワイ ン醸造を営む有限会社サンマモル・ワイナリーが 川内地区に工場を建設し、地域の気候、風土に合 ったブドウ栽培により、当地の名前を冠した下北 ワインが製造販売され、県内外から注目を集めて いるところであり、平成22年には電子部品デバイ ス製造業のスミダ電機株式会社が既設の誘致企業 を合併し新たな誘致企業となったほか、さらに本 年8月には八戸市の情報通信業を営む株式会社サ ン・コンピュータ、株式会社アイティコワークが 共同事業所を立ち上げ、新たに事業をスタートし たところであります。また、先ほどの企業誘致支 援サービスにおける平成24年度のアンケート調査 結果では、8社の企業が当市に対し新設、増設、 移転等の対象となるとの回答を得たことから、新 たな企業誘致につながる可能性の兆しも見受けら れる状況にあります。

安倍政権のいわゆるアベノミクス効果による景気の回復基調、新興国の賃金上昇による国内への設備投資の回帰など、経済状況が好転に向かう現況になりつつあることから、市といたしましては関係機関と連携しながら、今後とも雇用機会の創

出となるよう企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、災害時要援護者の避難対策についてのご 質問の1点目、災害対策基本法改正を受けての市 の取り組みについてお答えいたします。本年6月 21日に成立した災害対策基本法の一部を改正する 法律により、高齢者、障害者等の災害時の避難に 特に配慮を要する方々については、これまで強制 ではなかった名簿作成が義務化され、その名簿情 報を平常時には本人の同意を得て、また緊急の事 態においては本人の同意を得ずに避難支援等の関 係者や関係機関に提供できることとなります。当 市では、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラ イン及び市の地域防災計画を踏まえ、平成23年1 月にむつ市災害時要援護者避難支援全体計画を作 成しておりますが、この計画は災害時要援護者の 避難支援対策について、災害時に自らの身は自ら で守る自助、地域住民等による共助、さらには行 政支援等の公助を3本柱とし、要援護者を適切に 避難させる支援対策の基本的な考え方や進め方を 明らかにしたものであります。

具体的に申し上げますと、対象となる災害時要 援護者にご自分の情報や災害時に受けたい支援な どをあらかじめ台帳に登録していただき、要援護 者一人一人の避難支援プランを作成し、そのプラ ンを平常時から消防署等防災関係機関や町内会、 民生委員などの支援者へ情報提供することによ り、日ごろからの見守りや災害時における情報の 伝達、安否の確認、さらにはその後の対応が迅速 かつ的確に行えるようにするものでありまして、 現在1,607人の方が登録済みとなっております。

次に、ご質問の2点目、問題点についてであります。まず、問題点として挙げられることは、当市において災害時要援護者支援名簿の作成は現在手挙げ方式をとっており、対象者の意思で登録さ

れていない方々がまだ多数おられるということであります。現在登録済み以外の対象者については、個人情報保護条例により行政内部での情報共有ができず、関係部署が保有している障害者や高齢者等の情報を登録できておりませんでした。今回の災害対策基本法の一部改正により、関係部署間で必要な情報を共有することが可能となりましたので、今後は情報漏えいの防止に最善の注意を払いながら、名簿の整備をしてまいりたいと考えております。

また、さらなる避難行動支援のため取り組むべき事項として、個々の要援護者について災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、関係者間で調整のもと、個別計画を策定することとなっておりますが、それにどの程度の労力が必要となるのか、まだ未知数でございます。

いずれにいたしましても、災害発生時における 初動態勢は、隣近所や自主防災組織、町内会など の地域の力が不可欠でありますので、日常的な地 域住民のコミュニティーを基盤とし、迅速かつ的 確な避難支援を進めるため取り組んでまいりたい と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じ ます。

次の低投票率につきましては、選挙管理委員会からの答弁となります。

- ○議長(山本留義) 選挙管理委員会委員長。 (畑中政勝選挙管理委員会委員長 登壇)
- ○選挙管理委員会委員長(畑中政勝) 菊池光弘議 員の低投票率についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、投票所の数は69投票所であり、 むつ地区が36投票所、川内地区が13投票所、大畑 地区が14投票所、脇野沢地区が6投票所でありま す。

ご質問の2点目、投票率を上げる対策をしているのかについてお答えします。このご質問につい

ては、同様のご質問を佐賀議員、東議員が6日に 行っておりますし、以前にも同様のご質問にお答 えしており、一部重複する部分がありますので、 ご了承くださるようお願いします。

さて、低投票率が問題視され、若者の政治離れが政治への不信感からだと言われてからかなりの年数を重ねてきているのですが、一向に改善の兆しさえ見えていないことに心苦しく思っております。当委員会といたしましても、投票率向上に向けた取り組みをしておりますので、お知らせいたします。

まず、選挙時はむつ市明るい選挙推進協議会や 関係団体の協力を得て、市内大型小売店前で選挙 啓発物品を街頭で配布し、選挙期日の周知や投票 の呼びかけをしたり、防災行政用無線やエフエム アジュールを通じて期日前投票や当日の投票を呼 びかけております。また、市政だよりでの周知や 選挙公報を配布することにより、投票への関心を 図っております。その他に選挙への意識を醸成す るため、市内小・中学校に明るい選挙啓発ポスタ ーコンクールの作品募集を依頼し、表彰及び作品 展示会を毎年開催したり、成人式では啓発パンフ レットを配布し、また実際選挙で使用している投 票箱や投票記載台を学校の生徒会長選挙などに貸 し出しして、選挙を身近なものに感じていただく よう取り組んでいます。今後さらなる投票率向上 に向けた取り組みを考えてまいりますので、ご理 解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次のご質問の3点目、インターネット選挙運動の効果はあったのかについては、当委員会には関係する資料やデータがございませんが、総務省において何らかの検証や考察しているものと考えられますが、まだ何ら示されておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 答弁ありがとうございます。

では、誘致企業について再質問します。

まず、これはインターネットで調べたものですけれども、「企業誘致へ新たな手法、オーダーメードの賃貸型工場」というのを見つけて、その内容は、「鳥取市では、企業の注文に応じて工場を設計、建設し、貸し出す方法で企業誘致を行っています。特徴的なのが、市賃貸型工場設置補助金で、企業進出に伴う工場の建設費を全額補助し、上限は6億円。しかも、その半分は県の補助金で賄い、鳥取市の負担は半分で済んでいる」という記事がありました。この鳥取市の行っている企業誘致に対して、当市のお考えをお聞きいたします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) オーダーメードの賃貸型工 場というふうなものの、今鳥取市の例を挙げて、 そして鳥取県が支援をしているというご紹介がご ざいましたけれども、この部分においてオーダー メードの工場というふうなのは、企業にとっては 初期投資が大幅に抑制されるということでの魅力 があろうかと思います。また、受け入れる自治体 としても、利用されていない土地、それから建物 なんかが利用促進されるというふうに期待ができ るものでありますけれども、どこかの県でも、私 どもの近くのところに、非常にこの部分でオーダ ーメードの賃貸工場が県政の課題となっていると いうふうなことで、さまざまな問題点が浮き彫り になっている事例もございますので、今後の一つ の研究課題として捉えていきたいと、こういうふ うに思います。非常に大きな県政の課題でありま すし、政治課題にもなっているというふうなこと でございますので、研究はしてみたいと、こうい うふうに思います。

以上です。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 検討をお願いします。

次に、また誘致企業についてですけれども、先

日の報道で、「八戸にコールセンター続々」という記事を見ました。ここでは、八戸市では、もう既に7社が事業を行っており、今回で8社目のことです。むつ市では、コールセンターを呼べないものかなと思うのですけれども、お伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) お越しになっていただく企業がありましたら、ぜひむつ市でも誘致はしたいと、こういうふうに思います。しかしながら、このコールセンターというのは、またかなりの、八戸市のほうでも、この前ちょっと報道を見た分では、例えば200人をここで雇用すると。この部分の人材の部分が非常にちょっと苦労しているようなところもあるというふうな一部報道もされておりますし、こちらのほうに目を向けてくれるコールセンターの企業がありましたら、私どももそれなりの対応はしていきたい、こういうふうに思います。
- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 今言った人材の部分で苦労しているというのも新聞にありました。しかし、もう7社あって8社目に入っての、これで8社目で、雇っているのが合計1,000人というふうに記事にありました、この中で。むつ市はそういうふうにまだコールセンターが1カ所もない中で人材育成というのはこれからできるものであって、むつ市の6万人以上の中で人材を育てるにも、来れば初めてのことです。そこから始まることなので、まずコールセンターがむつ市に来たとしたら、そういうことを考えずに、まず受け入れる、そういう方向でいってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 人材育成というふうなお話 になれば、人材育成もそうです、人材の確保とい

うふうなこと、労働力の確保というふうなことも 非常に大きな課題になってくるのではないかな と、こういうふうに思う次第でございます。ただ、 コールセンターを扱っている企業のほうでむつ市 にというふうなことがありましたら、私どもはし っかりと対応していきたいと。菊池光弘議員のお 声がかりのあるところでもございましたら、ご紹 介をいただければなと。積極的に手前どもはさま ざまな制度の部分で特例といいますか、企業がお 越しになる場合においては、そういうふうな優遇 措置、また県との優遇措置、それから半島振興法 に基づく税制上の優遇だとか、そういうふうなも のをPRをしていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) ありがとうございます。どん どんもうちょっと考えてもらいたいなと思いま す。

次に、1つ抜かして低投票率のほうに再質問したいと思います。先ほど参院選での20代、30代の投票率の結果を欲しかったのですけれども、まだできていないということで、できましたら、情報を教えてもらいたいなと思います。

衆院選での投票率のほうは伺っているのですけれども、この中で20代の投票率と80歳以上の投票率が大体似通って、30%前後の形になっているのですよね。投票率を上げるために、お年寄りや障害者に対して行っていることがあったら教えてもらいたいと思いますけれども。

- ○議長(山本留義) 選挙管理委員会事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(氣田憲彦) ご質問に お答えいたします。

お年寄りや若者に特別な配慮というものは、今 のところしておりませんけれども、車椅子の方た ちがご利用できるような今ある施設が、むつ市に 本庁舎と、それからむつ市公民館、あと大畑庁舎 の隣にある公民館が1カ所、川内庁舎談話室、それから脇野沢地域交流センターに1カ所と5カ所でございます。できればその期日前投票を利用していただいて、そちらのほうで投票していただければと思います。

以上でございます。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 今車椅子で投票できるという のを初めて知りました。今まで市役所、また大畑 庁舎とか川内庁舎の中でしか行っていないと思っ ていました。

もう一つ、今の車椅子のことについてお伺いしたいのですが、今投票所が69カ所ありますと言いましたよね。その中で車椅子を置いてある投票所は何カ所ありますか。

- ○議長(山本留義) 選挙管理委員会事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(氣田憲彦) 今お話し した5カ所のほかに、詳しくは調べておりません けれども、星美幼稚園等にもございます。

あと、申しわけありませんけれども、その辺ま で詳しく調べておりません。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 今車椅子、もう投票所全部に本当は欲しいところなのですよね。何でかといいますと、期日前投票に行く方というのは、やはりお年寄り、ちょっと障害者、そういう方を期日前に連れていく方が多いのです。投票所に行っても、そういう車椅子とかなくて、投票事務従事者も余り見てくれないと。そういうもので期日前投票に関して、ちょっと違反というか、どこまでが違反なのかというか、これは期日前投票に行く方というのは、やっぱり人のいい方は、頼まれますよね、ちょっとぐあい悪いから、投票所に行くまでに、期日前に行きたいのだけれどもという方に頼まれて連れていく方もいますよね。そういう方々に対しての違反

行為の、どこまでが違反なのかというのがありま したら教えてもらいたいのですけれども。

- ○議長(山本留義) 選挙管理委員会事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(氣田憲彦) 今のご質問の前に、先ほどお話ししたとおり、期日前投票の施設には、全て車椅子はございます。そのほかの施設については、若干まだ調べていませんけれども、あるところもありますけれども、実際にお借りしている施設で全部準備していただくというわけにもいきませんので、その辺のところはご理解賜りたいと存じます。

それから、違反についてですけれども、これは 違反になるかどうかというのは、そのとき、場所、 場面、実際にそれを見ていらっしゃった方々の持 っている感覚だと思いますので、その辺のところ については、こちらではご返答できません。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) 今車椅子を確保できないと言いましたけれども、やはり投票所に車椅子1つなければ、皆さんが元気で投票へ行くわけではないのですよね。低投票率であって、投票率を上げるためには、やっぱりこういう連れていく方たちを大事にしなければならないし、そういった人の中で意見が、何回も連れていったら、変な顔されるというふうに言われるのです。それ選挙違反なのですか。
- ○議長(山本留義) 菊池光弘議員、今の質問は、 要旨に沿っていないので、その辺のことは。
- ○23番(菊池光弘) では、訂正いたします。今車 椅子必要というのは、自分は思うのです。投票所 に行って、やはり家族が足が悪いとか腰が痛いと か、そういう人を連れていくときに、投票所に車 椅子がないから、もう行かなくてもいいじゃとか、 行かせないという場面もあるのです。やはり車椅 子があって、各投票所に、そういう方も行けるよ うな体制をつくっていくことが大事ではないかな

と思うのですけれども、お伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(畑中政勝) お答えします。

全投票所、再度確認し、また予算の確保ができれば、その投票所に車椅子全部を配置できるようなことについて検討してまいりたいと思います。

- ○議長(山本留義) 23番。
- ○23番(菊池光弘) ぜひお願いしたいなと思います。これは、買わなくても、その日に使うだけなので、リースでも行えると思いますので、検討してもらいたいと思います。

最後に、先ほどの要援護者に関しての、これは 再質問ではありませんけれども、先ほど名簿千六 百何人いるということで、本当に逃げたくても逃 げられない、避難したくてもできない人なので、 やはり命の大切さということもありますので、十 分助けられるような体制をとっていってもらいた いと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(山本留義) これで、菊池光弘議員の質問 を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長(山本留義) 次は、鎌田ちよ子議員の登壇 を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

(22番 鎌田ちよ子議員登壇)

○22番(鎌田ちよ子) 22番、公明党、公明・政友 会の鎌田ちよ子です。本日最後の登壇となります。 皆様お疲れと思いますが、よろしくお願いいたし ます。

むつ市議会第217回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。市長並びに教育委員会委員長、理事者の皆様におかれましては、簡潔明瞭、具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

本年発表されました平成22年の厚生労働省の都 道府県寿命ランキングにつきまして、青森県は男 女ともに全国最下位でした。一方、男女とも全国 1位は長野県です。同じ雪国、健康のシンボルで あるリンゴの2大産地、両県の医師数を比較して も大差はありません。

本県の短命の特徴といたしまして、3大生活習 慣病、がん、脳卒中、心疾患の死亡割合が高いこ とが挙げられており、喫煙率、肥満者率、多量飲 酒率の高さが全国ワースト上位であることや、特 に本県の男性は喫煙率全国1位、女性も2位とな っています。たばこに関しましては、口から入っ た煙が喉を通り肺へと送り込まれる順番にがんが 発症しやすいというデータがあり、有害物質の濃 度と関係が深く、胃や肺を含め全身に多大な悪影 響を及ぼしています。逆に喉頭がんや舌がんなど は、たばこを吸わない人はまず発症しません。長 野県は、医療より一歩手前の生活習慣の改善や検 診受診など予防医学に重点を置き進めてこられま した。生活習慣から見直す健康づくりを一丸とな り取り組むところに明るい日差しが見えてくると 考えます。

質問の1は、保健福祉行政、がん対策について お伺いいたします。昨今、全国的に市民をがんか ら守るために、がん対策を推進する条例制定の動 きが活発化しています。その条例を見ますと、が んの予防と早期発見、がん医療の推進を柱として よりよい方向へと進めていくためにがん予防対策 の普及、検診体制の充実と受診率を向上させる施 策の実施、地域連携の普及などが盛り込まれてい るようです。本市の市民を一人でも多くがんから 守るうえにおきまして、がん対策推進条例の制定 についてご所見をお伺いいたします。

本市のがん検診は、胃、肺、大腸、前立腺、子 宮頸がん、乳がんの6種類です。前立腺がんへの 助成拡大など、市民の健康を考えた取り組みに感 謝をいたします。さらなるがんの早期発見と受診 率の向上を目指し、複数のがん検診をまとめて受 診できる総合がん検診の取り組みを推進している 自治体があります。先進地の自治体は、より多く のがん検診を受診することを目的に自己負担額の 軽減を図り、がん対策の向上に総合がん検診を導 入しています。本市におきましても、集団検診な どオプションで検診できますが、より環境整備を 図るため、総合がん検診の取り組みについてお尋 ねいたします。

次に、糖尿病の重症化予防についてお伺いいた します。平成19年に実施されました国民健康栄養 調査の血液検査によりますと、糖尿病が強く疑わ れる人は約890万人、糖尿病の可能性が否定でき ない人は約1,320万人で、2,200万人以上が糖尿病 の可能性があるとの結果でした。また、東京都福 祉保健局では、都民の3人に1人は糖尿病が疑わ れ、しかも未治療者や治療の中断者が多い状況で あると報告されました。そして、糖尿病患者が定 期的に医療機関を受診しているのは4分の1に満 たないことも明らかになっています。本市の現状 をどのように把握されているのでしょうか。軽度 だった糖尿病が、気づいたときは遅く、重症化し、 失明や人工透析、足の切断など、さまざまな合併 症があらわれてきます。隠れ糖尿病も多くあり、 生活習慣による発症予防や早期発見、そして重症 化予防を徹底的に行うことが喫緊の課題であり、 医療費適正化につながってまいります。

1、本市の糖尿病患者と人工透析患者の現状について、2、早期発見や重症化予防の取り組みと

課題についてお伺いいたします。

次に、胃がんリスク検診導入についてお伺いいたします。日本では、毎年12万人が胃がんを発症し、約5万人が亡くなっています。2011年11月、北海道大学大学院の浅香正博特任教授が胃がん撲滅計画「わが国から胃癌を撲滅するための具体的戦略」を提唱し、日本医師会医学賞を受賞されました。ヘリコバクター・ピロリ、ピロリ菌を除菌することにより胃がんを撲滅できることに対して大きな反響がありました。20年前の1993年、国際がん研究機関IARCは、胃がんの原因の一つがピロリ菌だと結論を出し、その後医学界の常識となりました。

我が国では、2011年2月に政府がようやくピロリ菌の除菌により予防できるとして、今後検査、除菌方法を検討するとの国会答弁がなされています。公明党では、ピロリ菌除菌への保険適用を求める署名活動を展開し、厚生労働省へ提出、我が党の国会議員が国会質疑などで政府に強く要請するなど、検診の強化、除菌の保険適用を粘り強く求めてまいりました。

本年2月21日から胃がんの大きな原因とされる ピロリ菌を除菌する薬の保険適用範囲が慢性胃炎 まで拡大されました。除菌できれば再感染のおそれは低いと言われており、胃がん予防が大きく前 進すると期待されています。これまでは、ピロリ 菌による症状が胃潰瘍に進行するまで除菌薬に保 険適用がされず、慢性胃炎だと除菌に数万円の費 用がかかっていました。今後は、内視鏡などで胃 炎が確認され、ピロリ菌の感染が認められれば保 険適用となりました。国立がんセンターの発表で は、日本人のピロリ菌感染者は、40歳以上で70% と言われ、胃がん死亡者数減少のみならず、今後 の予防の促進と患者数の減少も期待されます。

現在のバリウムを飲むレントゲン検診では、食 事制限、被曝の心配、バリウムの誤飲など、大き な負担が伴います。最近簡単な血液検査によるピ ロリ菌胃がんリスク判定、胃がんリスク検診を導 入し、胃がんの最大原因であるピロリ菌の有無と、 胃粘膜の萎縮度を調べることで胃がんになりやす いかどうかをチェックする方法を取り入れる自治 体がふえています。検査の結果、胃の萎縮がなく、 ピロリ菌に感染していないAタイプ、萎縮はない が、ピロリ菌の感染が判明したBタイプ、萎縮が あり、ピロリ菌にも感染しているCタイプ、萎縮 が進み、胃がんや胃ポリープなど、最も胃の病気 になりやすい危険な状態のDタイプとなります。 リスク検査を導入することで、市民にとり受診し やすくなり、自身が胃がん発症の因子を持ってい ること、胃がんリスクが高いことを認識すること で検診に対し積極性が生まれます。胃がんリスク 検診導入についてご所見をお伺いいたします。

次に、小・中学校におけるがん教育の推進についてお伺いいたします。日本人の死亡原因の第1位ががんです。がんは、2人に1人がかかる国民病であり、死因の約3人に1人ががんによるものです。

国は、平成24年から28年を目標としたがん対策 推進基本計画を策定いたしました。がんの教育、 普及啓発の現状としまして、健康については子供 のころから教育することが重要であり、健康の保 持増進と疾病の予防の観点から、がんの予防も含 めた健康教育に取り組まなければならない、がん そのものやがん患者に対する理解を深める教育は 不十分であると指摘されています。

基本計画では、取り組む施策として、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討する、教育委員会を初めとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して指導内容、方法を工夫したがん教育の試行的取り組みや副読本の作成を進めていくなど具体的な取り組みが記されています。

私は、先日、がんに対する教育がどの程度行わ れているかを知るため、小・中学校へ行き、校長 先生、教頭先生、保健体育の先生から現状を伺い ました。小学校では、生活習慣を基本に置く学校 保健計画として年間を通した指導が実施され、学 校と家庭が一体となった取り組みがされていま す。中学校では、保健体育の科目で生活習慣病の 予防、喫煙と飲酒について、健康をテーマとした 学習をしています。指導方法は、教科書中心であ り、がんにつきましては特に触れていないとのお 話で、全体的に教科書にがんに関する表記がない ので、それぞれの学校ではがん教育とがんに対し た教育は行われていませんでした。本県は、がん 死亡率全国1位、大腸がん死亡率男女ともに全国 1位であり、がんは身近な病気です。がん教育は、 子供たちにがんについての正しい知識とがん検診 の重要性を学ぶ命の授業です。また、保護者や家 族にがんに対する関心を喚起することが期待され ます。がんへの関心を高め、がん検診の重要性を 理解させるため、がん教育を早期に導入すべきと 考えます。教育委員会委員長のご所見をお伺いい たします。

質問の2は、観光行政についてお伺いいたします。観光は、21世紀の最大産業であると言われています。我が国では、2012年3月30日に観光立国推進基本計画が閣議決定されました。官民一体となり、諸課題を克服し、日本の成長を牽引し、さらなる飛躍をするため観光の視野の拡大と観光の質の向上を掲げ、観光地のまちづくりを全国的に推進しています。観光の振興を図ることは、地域への波及効果も大変大きなものがあります。本市を取り巻く環境は、1968年指定された下北半島国定公園、そして全国ブランドになった大間のマグロ、各地域の温泉など、多くのすばらしい資源にあふれています。今後の市の活性化と発展に観光は重要な基幹産業の一つです。魅力ある観光地づ

くりの現状について、下北半島の魅力を前面に出 した県下北地域県民局による下北「海の道」魅力 発信事業について、今後の展開をお示しください。

次に、観光協会との連携した施策について、また下北観光協議会との関係についてお伺いいたします。

質問の3は、環境行政、小型家電リサイクル法成立に伴う取り組みについてお伺いいたします。現在日本全体で年間に廃棄される小型家電は約65万トンと推定され、その中に含まれている有用な金属などの量は約28万トン、金額にして844億円にも上ると言われます。この制度は、各自治体が廃棄された小型家電を集め、アルミ、貴金属、希少金属、いわゆるレアメタルなどを回収、再利用する制度です。収集対象になる28分野の小型家電は、家電リサイクル法の4品目を除く携帯電話、DVDプレーヤー、プリンター、デジタルカメラ、ゲーム機などほぼ全ての家電が含まれています。

使用済み小型家電に含まれるアルミニウム、貴 金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リ サイクル法、使用済小型電子機器等再資源化促進 法が昨年8月に成立し、本年4月より施行となり ました。カーナビやIT機器、携帯電話も初めと する生活家電製品、また最近では非鉄金属の中で も特に希少なレアメタルと呼ばれるものは、エレ クトロニクスや航空宇宙産業など最先端の分野で の需要が増加し、改めてその重要性が認識されて いるところです。小型家電に含まれるレアメタル や貴金属などについて、日本はそのほとんどを輸 入に依存しなければならず、その大半はリサイク ルされずにごみとして埋め立て処分されている現 状です。新制度は、消費者と事業者に新たな負担 や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異 なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携を して、地域の実態に合わせたリサイクル推進が狙 いとなっています。

1、法の施行に伴う本市の方向性について、2、 不燃ごみとして出されている回収量について、3、 不燃ごみとして溶融処理された副生成物、溶融メ タルの売却収益額についてお示しをください。

以上、3項目について壇上より質問いたしました。簡潔明瞭、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 鎌田議員のご質問にお答え いたします。

ご質問の1点目、保健福祉行政についてお答えいたします。まず、がん対策推進条例を制定する考えはないかというご質問についてでありますが、がんが国民の疾病による死亡の最大原因となっている現状に鑑み、がん対策の一層の充実を図ることを目的として、平成19年度にがん対策基本法が施行され、国の責務、地方公共団体の責務が新たに定められたところであります。

地方公共団体ががん対策推進条例を制定すると いうその意味合いは、がんに負けない社会を実現 するための理念を掲げるということになろうかと 思いますし、実際制定されている条例の内容を見 ましても、行政、住民、医療機関等の責務をうた い、がん対策推進宣言的な意味合いのものになっ ているように感じます。現在青森県及び県内の各 自治体でがん対策推進条例を制定しているところ はないようですが、青森県においては平成25年度 から5カ年を計画期間とする第2期青森県がん対 策推進計画を策定しております。また、当市にお きましては、むつ市健康増進計画第2次健康むつ 21を今まさに策定しているところであります。む つ市といたしましては、第2次健康むつ21の中で、 がん対策の理念と方針を掲げながら、主体的に取 り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理 解賜りたいと存じます。

次に、総合がん検診の導入についてのご質問で あります。当市におけるがん検診は、基本的には 検診車による集団検診の形で実施しており、青森 県総合健診センターとの委託契約により行ってい るところです。議員ご提案の総合がん検診は、内 容といたしましては、当市が集団検診という形で 実施しているがん検診事業の中に各医療機関で個 別検診という形で総合的に実施する方法を組み込 めないかということと理解しております。当市と いたしましては、特定健診との同時実施、また日 中就労している方々にも検診を受けてもらえるよ う、土日検診や夜間検診の実施など、受診率向上 に向け工夫を凝らしながら取り組んでいるところ であります。個別検診につきましては、各医療機 関、医師会との協力体制が不可欠となってまいり ますが、現在の実施状況を踏まえながら、今後に 向けての課題としたいと考えておりますので、ご 理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の糖尿病の重症化予防についてお答えいたします。まず、むつ市の糖尿病患者と人工透析患者の現状につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、糖尿病の早期発見と重症化予防の取り組みと課題についてでありますが、国際糖尿病連合によりますと、2012年時点で世界の糖尿病人口は3億人を超えており、日本でも700万人を超え、世界第9位に位置しているようであります。糖尿病は、膵臓から分泌されるインスリンというホルモンの不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患です。また、生活習慣病とも言われ、自覚症状がないままじわじわと何年も、あるいは何十年も年月を経て進行していくので、治療せず、そのまま放っておくと重篤な合併症を引き起こし、日常生活に大きな支障を来します。

合併症の主なものものとして、神経障害、網膜症、腎症を3大合併症といい、特に糖尿病腎症に

ついては、適切な治療を行わずに病気が進行いた しますと、やがて腎臓がほとんど機能しない腎不 全となり、人工透析が必要となってまいります。

糖尿病の予防対策といたしましては、適切な食生活、適度な運動、禁煙など生活習慣を改善することがまずもって大切となってまいります。また、定期的に特定健診を受けることにより病気を未然に防ぎ、あるいは早期発見、早期治療につなげて重症化を防ぐ、このことが非常に重要であると認識しております。

当市におきましては、20代、30代の若いうちから自分の健康管理の意識を高めていただくことを目的としてミニ検診を実施しております。また、特定健診におきましては、土日検診の実施やがん検診との同時実施、そして集団検診だけではなく個別検診の取り組みなど、多くの方が受診しやすいような環境整備に努めております。しかしながら、当市で実施している40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健診において、精密検査の対象となった方が精密検査を受ける割合は、本人報告を原則としているため全数把握はできませんが、全体の3割程度にとどまっております。

また、特定保健指導を受ける人の割合も2割から3割程度となっております。

むつ市といたしましては、精密検査の未受診者 に対する受診勧奨を徹底させていくとともに、特 定保健指導についても個々の生活スタイルを重視 し、無理なく生活習慣の改善が図られるよう他機 関と連携し、効果的な保健指導を目指してまいり たいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存 じます。

次に、3点目の胃がんリスク検診の導入についてでありますが、現在むつ市では胃エックス線検査法による検診を実施しております。この検査は、バリウムを造影剤として飲み、エックス線撮影をする方法で、胃がん検診としては一般的な検査方

法で、多くの自治体がこの方法により実施しております。一方、胃がんリスク検診は、別名胃がんABC検診とも言われ、血液検査でピロリ菌感染の有無と胃の萎縮度をはかるペプシノーゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするという検査となっています。

議員ご指摘のとおり、現在実施している胃エックス線検査においては、検査前一定時間の絶食が必要となり、また検査時、検査後も苦痛を伴う検査であることから、若干負担に感じている受診者も少なくないようです。これに対し胃がんABC検診は、食事の影響がない簡便な血液検査で済むため、受診者の負担ということで考えた場合、大きな差があることは承知しております。

厚生労働省では、有効性、安全性、コスト等から総体的に判断し、現在死亡率減少に有効なのはエックス線検査法のみとしており、ABC検査については、あえて触れていないという状況のようであります。

県内10市の状況を見てみると、つがる市では弘 前大学との共同事業として、採便方式によるピロ リ菌検診事業を実施しているようですが、他市に おいては現在実施しているところはないようで す。

以上のことから、むつ市といたしましては、今のところ実施する考えは持っておりませんが、今後とも国の動向を勘案しながら、既に導入している自治体について調査研究し、対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の4点目、小・中学校のがん教育推進に つきましては、教育委員会から答弁がございます。

次に、観光行政についてのご質問の1点目、魅力ある観光地づくりについてであります。観光産業は、裾野が広く、人を呼び込む素材があれば、どのような分野でも観光資源となり得るものであ

り、そのためには独自の魅力を発掘するとともに、 情報発信し、そして売り込むことが地域の観光振 興につながるものと考えております。

市の観光施策としては、釜臥山展望台からの眺望や薬研渓流、川内川渓谷などの紅葉などの既存の観光に加え、「むつ市のうまいは日本一」というキャッチフレーズで市のイメージキャラクタームチュランファミリーや、海峡サーモンを初めとする豊富な特産品等を組み合わせた食による観光PRなどにより、これまでとはひと味違った観光振興を展開しております。

また、北の防人大湊地区都市再生整備計画事業において、仮称ではありますが、観光交流センター建設を計画しておりますので、全体の施設完成の暁には、観光の中核となっていくものと考えておりますし、「夢の平成号」の活用についても、新たな取り組みを模索し始めたところであります。

さらには、本年1月に設立された下北半島ジオパーク構想推進協議会では、下北一円を大地の公園ジオパークとして、その認定に向けた活動がなされており、日本ジオパークに認定された後は、これらについても貴重な観光資源となるものと考えております。

さて、ご質問の下北地域県民局が今年度から2 カ年計画で取り組んでいる下北「海の道」魅力発 信事業については、海に囲まれている下北半島の 利点を最大限に生かし、下北半島から他の地域へ 運航している3つの航路を活用した観光ルートの 開発等により地域の観光力をアップさせようとい う事業だと伺っております。ことし4月に函館と 大間を結ぶ新造船「大函丸」が就航したことを契 機として、道南からのお客様を下北地域に誘客し、 さらに脇野沢から2つの航路で青森や蟹田への周 遊を促すことができればと考えているようであり ます。私も下北観光協議会の会長として、下北全 体の観光振興やPRに努めているところでありますが、地域内での観光コンテンツを磨かなければ、リピーターの確保にはつながらないものであると考えております。この事業に対しましては、市も参画できる部分があれば惜しみなく協力していきたいと思っております。

次に、ご質問の2点目、観光協会との連携施策 についてであります。市内には、市町村合併前の 地域ごとに4つの観光協会がそれぞれの地域の観 光事業に取り組んでおり、むつ市観光協会が法人 として活動しているほかは、各地域の商工会内に 事務局を置き、それぞれの地域に根づいたイベン トを開催するなど、地域の活性化に寄与している ものであります。連携といった部分では、下北観 光協議会の会員である下北観光協会連合会が先進 地視察研修や各地域の観光協会との情報交換を行 っていると伺っております。今月むつ市観光協会 とロングライド実行委員会主催の下北半島を自転 車で周回するイベント第2回下北半島ロングライ ドの開催に当たっては、郡内各所で観光協会の方 々が支援されるということでありますので、さま ざまな部分において連携体制は確立されているも のと思っております。地域の観光振興にかける思 いは皆同じとの認識のもと、これからも下北地域 の観光振興に努めてまいりたいと考えておりま す。

次に、環境行政についてのご質問にお答えいた します。小型家電リサイクル法は、今まで多くの 自治体で資源化されずに最終処分場に埋め立てし ていた使用済み小型電子機器等に含まれる貴金属 類を回収し、再資源化することを推進するととも に、最終処分場の延命化と廃棄物の適正な処理を 目的に施行されたものであり、循環型社会形成に 向けた効率のよい再資源化の方法として積極的に 取り組んでいかなければならないものと認識して おります。

現在小型家電は、燃えないごみに含まれて収集 しておりますが、その回収量は平成24年度におい て1,255トンあります。その一部の小型家電につ きましては、アックス・グリーンにおいて破砕処 理され、溶融処理後溶融メタルとしてリサイクル されており、ちなみに平成24年度の発生量は約 300トンとなっております。したがいまして、ア ックス・グリーンでは鉄やアルミ、その他の金属 等を資源として回収していることから、今すぐ区 分を細分化し、小型家電のリサイクルを始めなけ ればならない状況になっておりません。いずれに いたしましても、むつ市内における対象小型家電 のマーケットの推移はもとより、回収ボックスの 設置費用、集積保管場所の確保、収集運搬経費な どの費用対効果を含め慎重に検討してまいりたい と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じ ます。

○議長(山本留義) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) 鎌田議員の保健・福祉行政 についてのご質問にお答えします。

ご質問の4点目、小・中学校のがん教育推進についてであります。まず、がん教育に関する現状についてお答えします。文部科学省は、この8月、小・中・高校で、がんに関する保健教育を強化する方針を決めております。この中で、平成26年度は全国の学校でどの程度がん教育が行われているかを調査し、モデル事業の実施や教育用教材の作成、配布、専門医の講師派遣等が行われることとなっており、また学習指導要領の次期改訂時においては、がんに関する記述を盛り込み、保健の教科書の内容拡充を目指すこととしております。

現在学校においては、健康の保持増進と疾病予 防の観点から、健康教育に取り組んでおります。 学習指導要領には、小学校高学年の体育で病気の 予防について理解できるようにする、中学校の保 健体育で健康な生活と疾病の予防について理解を 深めることができるようにするという指導内容が 示されています。それに基づき各学校では、がん を含めた生活習慣病等の病気の起こり方や生活行 動、生活習慣との関連、病気の予防等について計 画的に指導しております。

次に、教育委員会の今後の方針についてお答えします。がん死亡率が全国1位という状況にある青森県では、生活習慣の改善等によるがんの1次予防や早期発見、早期治療のための2次予防対策に今後も重点的に取り組むことが喫緊の課題の一つであり、このことは当市においても同様であると捉えております。教育委員会におきましても、健康について、子供のころから関心を高めることは非常に重要なことと捉えており、子供たちががんについて正しく学ぶ機会をつくることは、がんを予防するために自分たちができることを考え、行動できる能力を培うとともに、命の大切さや家族に対する思いやりの気持ちの醸成にもつながっていくものと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、学校でがんについて学んだ子供たちが家庭でも話題として取り上げることががん検診やがん予防等の情報を普及啓発することとなり、結果としてがん検診受診率アップにつながっていくのではないかということにつきましては、私もまた同じ思いを持つ一人であります。

教育委員会といたしましては、今後がん教育に 関する国や県の施策を見きわめつつ、子供たちが がんに関する正しい知識を持ち、誰もがかかり得 る病気として捉え、家族や身近な人とがんについ て話し合い、がんを防ぐ生活行動を実践できるよ う学校における指導の充実に努めてまいりたいと 考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと 存じます。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(花山俊春) 糖尿病の重症化予防 についての市長答弁に補足説明させていただきま す。

むつ市の糖尿病患者と人工透析患者の現状につきまして、むつ総合病院におけるデータということで説明させていただきますが、平成25年8月時点における糖尿病外来を利用している糖尿病患者数は479人となっております。また、人工透析患者数は116人で、そのうち糖尿病性によるものは59人となっており、全体の50.9%を占めております。

以上です。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 丁寧なご答弁ありがとうご ざいます。要望と再質問をさせていただきますの で、よろしくお願いいたします。

ただいま部長から、透析に関するデータの報告 がありました。糖尿病の重症化予防ということで ございますが、11月14日は世界糖尿病デーとなっ ています。この14日をキーにして、強化月間など 具体的な取り組みについてご提案でございます。 例えば家庭でできる糖尿病検査キットを配布する とか、先ほどの市長答弁では市の取り組みについ てお伺いをいたしましたが、隠れ糖尿病とか予備 群の方を検査する取り組みが大変重要だと私は考 えます。また、特定健康診査を受診していない方 に対しても試験的に、例えばですが、個別となり ますが、電話や封書により受診を促す取り組みな どについてを事業化することで、重症化予防を含 め早期発見にもつながりますし、またこれは医療 費の適正化にもつながってまいります。このよう なことで、糖尿病に特化した事業について進めて いただきたくご意見を伺いたいと思います。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 糖尿病の簡易検査のキット なるものを私承知しておりませんので、自ら購入

して、どういうふうなものなのか、そして簡便性 の問題だとか、そしてそれが結果として、また何 人かに勧めてみて血液を検査させたりして、そう いうふうなことをまず実証実験を私もひっくるめ まして、してみてから判断をしていきたいと。ど のくらいかかるのか、どういうふうなシステムな のか、よく存じ上げませんので、研究というより も、人体実験ではありませんけれども、私自身も やってみたいなと、こういうふうに思います。そ の部分で、今後に向けて検討していきたいと。た だ、その糖尿病の部分で、今さまざまなご意見、 ご提言を受けましたけれども、やはりこの部分は 非常に大きな病気につながっていくわけでござい ますので、十分この部分についてのPR等は担当 のほうでこれからも進めていきたいということで ご理解いただきたい。

また、封書による個人的な部分、これは検診だとかでもさまざま私にもいっぱい来ておりますけれども、そういうふうなことでこれからも継続していきたいと、このように思います。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 青森県の2013年度のスローガンは「がん検診 いつ受けるの 今でしょ」でございます。喫煙率、青森県は大変高うございます。市長もたばこを愛用されている方と伺っております。市長の健康管理も含めまして、再質問でございますが、この糖尿病を因としました人工透析患者1人当たりの年間医療費と国保の総負担額についてお聞きいたします。
- ○議長(山本留義) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(花山俊春) 再質問にお答えいた します。

まず、人工透析患者1人当たりの年間の医療費についてでございますが、週3回のペースで人工透析いたしますと、月平均で約30万円の医療費となりますので、年間医療費は約360万円となりま

す。なお、人工透析につきましては、国が定める 特定疾病に該当いたしますので、自己負担額は一 定額以上の所得がある方以外は基本的に月1万円 が限度となります。

以上でございます。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 糖尿病の重症化予防につきましては、医療費の適正化と密接な関係がありますので、ぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思います。

胃がんのリスク検診でございますが、青森県ではつがる市が弘前大学とリンクした取り組みをされているということを先ほどご答弁いただきました。ただいまいろんな医学も医療の進化と相まって進んでいると思います。先進地の研究もされながら費用対効果も考えていただき、市民の健康のために頑張っていただきたいとお願いをいたします。

教育委員会のがん教育についてでございます が、5月1日現在の本市の小学生は3,200人、中 学生は1,754人、合計4,954人、5,000人近くおら れます。がん克服に最も大事なことは、がんの予 防と早期発見です。児童・生徒にとってご両親、 またご家族、皆さんの健康があって勉強とスポー ツに一生懸命頑張ることができると私は考えま す。子供たちの声が、「お母さん、ことしはがん 検診受けたの、おばあちゃんは」と、その一声が 家族にとっての直接の命につながってまいりま す。私は、4,954人の児童・生徒の声が本市のが ん克服の大きな力、武器になると思います。がん 教育には、何としても取り組んでいただき、子供 たちも含めたこれからのむつ市の元気を教育委員 会によろしくお願いいたします。市長に今回の保 健福祉行政全般について、市長の健康管理も含め てむつ市の健康という面で一言お願いいたしま す。

- ○議長(山本留義) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) なるべくストレスを感じな いような考え方をしていかなければいけないでし ょうし、ストレスだとか強迫観念を持ったときは、 先般お答えいたしましたように、森林セラピーだ とか、ちょっと、はっきり言って物を忘れるよう な対応をしていくのが健康の維持なのかなと。そ して、常に体重を管理し、そして野菜をいっぱい 食べて、その補う部分では野菜ジュースをしっか り飲んで、お酒もほどほどにというふうなことに 相努めていきたいと、こういう自らのこの健康管 理。そして、その部分においては、やはり市民の 皆様方の国保の部分で非常に赤字を抱えている、 やはりこれも長期的なことになろうかと思います けれども、健康に対する取り組み方、この部分は 市を挙げて、また国民挙げての話なのですけれど も、市を挙げての対応ということをしていかなけ れば、なかなかこの医療費削減にならないという ふうなことで、医療費削減というよりも、本質的 にはやはり自分の健康を維持してもらうというふ うなことの啓蒙作戦、これから新たな取り組みを 今少しずつ検討を始めているということで、これ から立ち向かっていきたいと、こういうふうに思 います。

以上です。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 質問の2、観光行政の再質問でございます。市民のアイデアを市政に生かす市民政策提案が6月10日から7月26日までの期限で実施をされまして、2件の提案があり、その中で5名の方から地域住民が求める観光対策としての提案がございました。市民は、観光行政に大きな関心と期待をしております。観光対策として寄せられました市民政策提案につきまして、市長のご所見をお伺いいたします。
- ○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下順一郎) 市民政策提案というふうな 形をとり始めました。それは、市民の皆さんのア イデアを市政に生かすためということで今進めて おるわけでございますけれども、今回のご提案の 中に観光行政の部分では、こういうふうな貴重な ご提案がございました。下北駅前に大型の複合商 業施設を建設することで、にぎわいと若者の雇用 の創出、集客効果による売り上げ増加というふう なことで、非常にご提案、ニュースレター「協働 の風」にも載っかっております、ホームページでもご紹介をしておりますけれども、この部分はや はり市民の皆様の雇用と観光、こういうふうなと ころに向けた熱い思い、これを感じているところ であります。

ただ、この部分においては、その意見を募集し て市民協働まちづくり会議の委員と市の関係職員 が合同で開催する審査会ということでご審議をい ただくということになっておりますので、この場 での私の意見というふうなのは、ちょっと差し控 えさせていただきますけれども、非常にこういう ふうな形で、市民政策提案というふうなことで、 さまざまな方面からご提言をいただくということ は、市民の中でこのむつ市を元気にしていこうと いうふうな、そういうふうな熱い思いを抱く方々 がいっぱいいるということの証左になっているわ けですので、これからもこの市民政策提案という ふうなことは大いに受けて、できるものはできる、 できないものはできないというふうな、なぜでき ないのか、こういうふうなところをその審査会の 中でご審議をいただきながら、手前どもとして検 討していきたいと、進めていきたいと、こういう ふうに思います。

以上です。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) 観光行政につきましては、 大きな基幹産業でございますので、取り組み方、

よろしくお願いします。

質問の3、環境行政についてでございます。秋田県小坂町にある小坂製錬株式会社、金属資源リサイクルの現場を以前視察させていただきました。リサイクル原料から22の元素を取り出す技術を確立しています。廃棄された家電や自動車、携帯電話、パソコンなどには非鉄金属が大量に、そして高濃度で含まれています。例えば携帯電話を1トン集めますと、その中に金が200グラムから400グラムも含まれています。本当の鉱山でも、どんなに最良と言われる金山でも、1トンの中に50グラムしか含まれていないそうでございます。通常の金山では、せいぜい20から30グラムで、産業廃棄物が都市鉱山と呼ばれるのもうなずけます。本物の鉱山よりも10倍の濃度で金や銅を含んでいるのです。

我が国には資源がない、でも都市鉱山があります。そこから金属を回収すれば、効果的に資源の確保ができるのです。資源を有効活用した循環型社会のまちづくりに前向きに全力で取り組んでいただきたいと思っております。行政マンの英知をもってよろしくお願いします。

次に、ご質問でございますが、さきのむつ市議会第216回定例会で中村議員も同じ質問をされております。その後の進捗についてお伺いいたします。

- ○議長(山本留義) 民生部長。
- ○民生部長(松尾秀一) 小型家電リサイクル法に かかわる鎌田議員の再質問にお答えいたします。

確かに全国各地でいろいろな方法による取り組みが始まっていることは私どもも少なからず承知しております。市といたしましても、青森県全域を対象エリアとする小型家電の再資源化事業を行う事業者がいないことが最大の課題となっておりましたが、本年8月になりまして、青森県を回収地域といたします事業社2社が同法に基づく認定

を受けたことから、今後引き取り条件等の確認、 さらには他市のモデル地区を参考としながら、慎 重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、回収方法及び事業者との連携につきましては、先ほど市長答弁においてもお答え申し上げましたように、費用対効果等を見きわめてからの次のステップとなりますことから、現状はお答えできる段階にありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(山本留義) 22番。
- ○22番(鎌田ちよ子) これで質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○議長(山本留義) これで鎌田ちよ子議員の質問 を終わります。

◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月10日は、斉藤孝昭議員、岡崎健吾 議員、横垣成年議員、浅利竹二郎議員の一般質問 を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時52分 散会